

第2編 成年後見制度活用委員会報告

I 調査概要

1. 平成 22 年度事業のねらいと事業内容

① ホーム入居者、協会友の会会員の任意後見制度の利用実態及び今後の利用意向の把握

既往協会調査からは、加盟ホームにおける成年後見制度（特に法定後見制度）の一定程度の活用実態が明らかになっているが、ホーム入居者の将来の不安への備えに対するニーズは明らかになつていない。入居者の将来の不安に対する備えとしては、一部の加盟ホームではすでに代理委任契約等の取り組みが行われているところではあるが、今年度調査では、成年後見制度活用の一環として、本人の意思能力が充分なうちに将来の不安に備えることを目的として行う任意後見制度に関する利用実態及び活用ニーズを探ることを主目的とした。さらに、将来のホーム利用者層である協会友の会会員に対しても同様の調査を実施することで、直近のニーズのみならず、中期的なニーズを探ることとした。

② 成年後見制度の普及・活用に向けた、協会としての取り組みの可能性及び実施の条件の検討

平成 20 年度協会調査では、ホーム・入居者の成年後見制度の利用促進に向けた協会への期待として、以下のような事項があげられている。

- ・成年後見制度に関する相談・情報提供
- ・安心して依頼できる後見人等の人材紹介、斡旋等（任意後見制度）
- ・ホーム／入居者に対する成年後見制度に関する周知・啓発
- ・手続の簡素化等制度の運用改善への働きかけ
- ・身元引受人制度との整理、対応方法に関する情報提供

そこで、平成 22 年度事業では、①のニーズ結果等を踏まえながら、成年後見制度の活用・普及に向けた、協会としての取り組みの可能性やその条件について検討することとした。

2. アンケート調査等実施概要

アンケート調査は、以下の要領で実施した。

	ホーム入居者向け	友の会会員向け
調査対象者	加盟ホーム 575 件（分譲型の準会員を含む）のうち、入居時要件を「自立」または、「自立・要支援」「自立・要支援・要介護」としているホーム 422 件を調査対象とした。 調査対象ホーム 422 件を通じて、各ホーム 10 名までの入居者を抽出して調査協力を依頼した。（ホーム宛配布数 計 4,220 名）	友の会会員のうち、60 歳以上の方 5,558 名のなかから無作為で 1,500 名を抽出。
調査方法	各ホームあてに調査票を送付し、回答者から直接協会あてに返送していただいた。	郵送による配布・回収
調査期間	平成 23 年 1 月	平成 23 年 1 月
回収状況	有効回答数 746 票 (*ホーム配布数に対する回収率 17.7%)	有効回答数 483 票 (回収率 32.2%)

*調査対象入居者の選定にあたっては、すでに任意後見制度を利用されている入居者、自立度の高い入居者等を中心に配付いただくことを各ホームに依頼し、具体的な選定方法、配布数については、各ホームにゆだねた。

*アンケート調査を補足し、また、有料老人ホームにおける成年後見活用の実践事例等を把握するために、複数のホーム及び任意後見制度利用者に対するインタビュー調査を行った。結果のポイントは、「Ⅲ 有料老人ホームの任意後見制度の活用に向けて」に盛り込んでいる。インタビュー調査では、複数のホーム管理者、担当職員、利用者のご協力をいただいた。記して謝意を申し上げる。

3. スケジュール

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査検討フレームの確定						
任意後見制度運用の現状・課題に関する論点整理	文献調査					
入居者ニーズの把握		設計・依頼	実査	入力集計		
ホーム・入居者インタビュー						
協会の取り組み方向検討						
委員会	○	○			○	○

4. 調査検討体制及び検討経過

本調査は、以下の体制、経過で行った。

[委員構成] (敬称略・五十音順、所属等は、平成23年3月末時点、○は委員長)

天谷 博	(株式会社サンヴィラ 代表取締役)
黒田 静雄	(浜名湖エデンの園 入居者)
坂口 和宏	(株式会社寿恵会 取締役)
富永 忠裕	(弁護士)
中村 正文	(株式会社光が丘ヘルスケア 支配人)
萩原 洋一	(株式会社応援家族 企画・開発部 課長)
宮澤 一裕	(株式会社菱栄ライフサービス 代表取締役)
○和田 四郎	(株式会社サンビナス立川 代表取締役)

[オブザーバー]

玉田 弘毅	(明治大学 名誉教授)
宮内 康二	(東京大学 医学系研究科 特任助教)

[検討経過]

平成22年	10月6日	第1回委員会	・調査研究事業実施内容の検討 ・協会における既往関連調査の取り組み（報告）
	11月10日	第2回委員会	・アンケート調査の内容・方法の検討
平成23年	2月21日	第3回委員会	・アンケート調査結果の速報 ・協会「任意後見制度を取り入れた入居者の権利擁護の方法（案）」について
	3月29日	第4回委員会	・調査結果の報告 ・ホーム入居者の任意後見制度の活用についての検討

II アンケート調査結果

【報告書のデータの扱いについて】

※集計結果は、四捨五入の関係から合計して 100.0%にならないことがある。

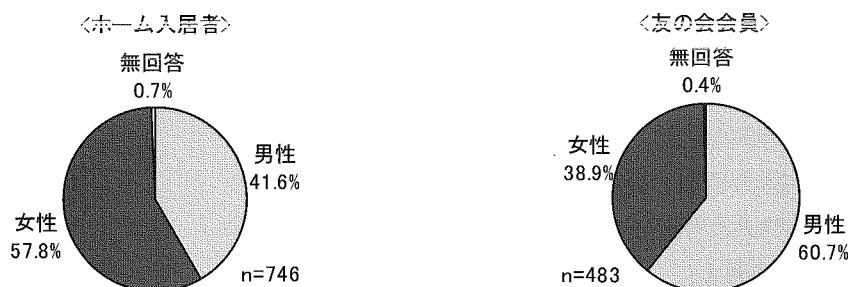
※図表中の「n」は、設問に対する回答者総数を示し、回答の比率（%）を算出するための基準である。

1. 回答者の属性

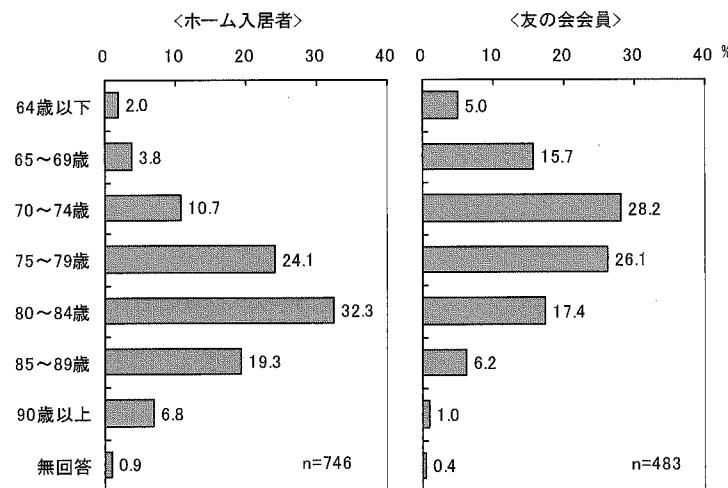
(1) 年齢及び性別

- ・性別割合は、ホーム入居者は「男性」42%、「女性」58%と女性が多いのに対し、友の会会員は「男性」61%、「女性」39%と、男性が多くなっている。
- ・平均年齢は、ホーム入居者が 80 歳、友の会会員が 75 歳である。また、ホーム入居者の過半数が 80 歳代であるのに対し、友の会会員では 70 歳代が半数以上を占めている。

性 別



年 齡



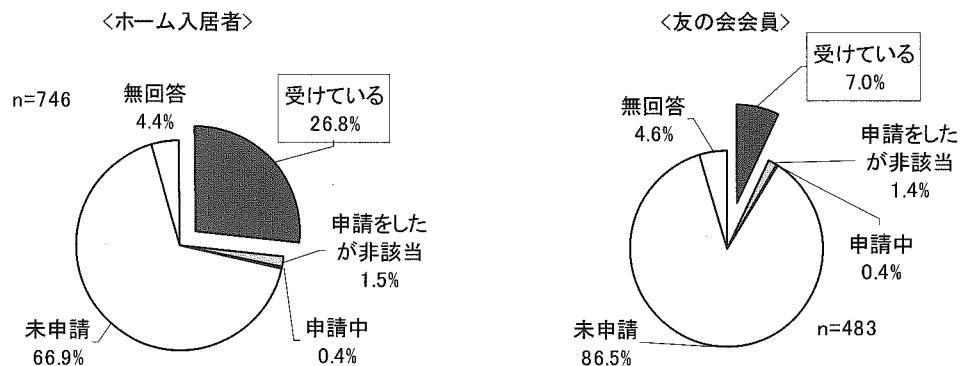
平均値	80.4 歳
中央値	81 歳
最大値	98 歳
最小値	50 歳

平均値	74.9 歳
中央値	75 歳
最大値	94 歳
最小値	61 歳

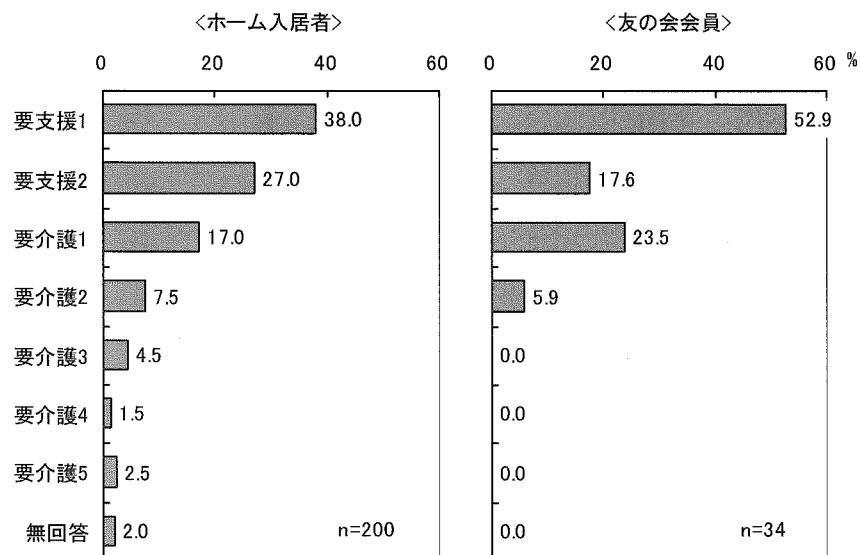
(2) 介護保険要介護認定の状況

- ・ホーム入居者では、介護保険の要介護認定を「受けている」割合が全体の4分の1となっている。一方友の会会員で、要介護認定を受けているのは7%である。
- ・要介護認定を受けている人の認定区分をみると、ホーム入居者では要支援が過半数を占め、友の会会員では7割が要支援となっているなど、自立度の高い方の回答であることがわかる。

介護保険認定状況



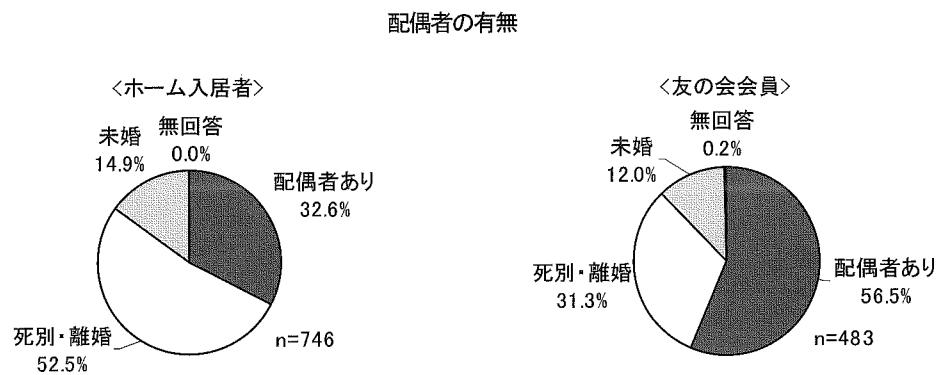
認定者の認定区分



(3) 配偶者・子どもの有無

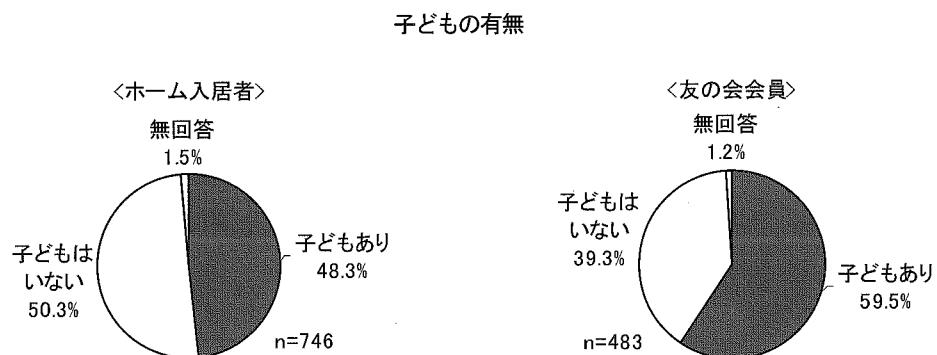
①配偶者の有無

・「配偶者あり」の割合は、ホーム入居者で3分の1、友の会会員では6割近くとなっている。



②子どもの有無

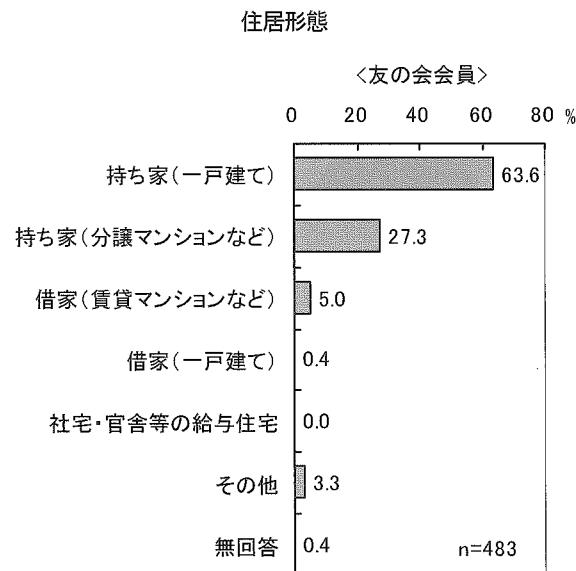
・「子どもあり」の割合は、ホーム入居者が5割、友の会会員が6割となっている。



(4) 住まいについて【友の会会員のみ】

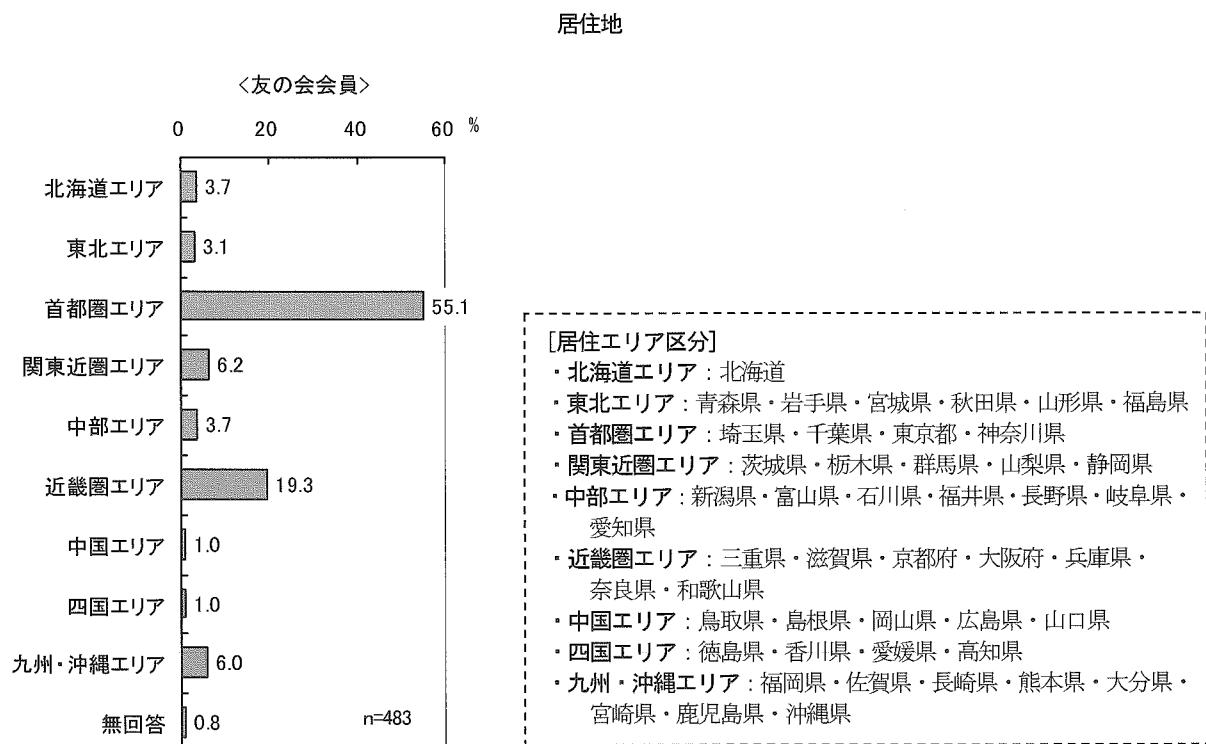
①住居形態

- ・住居形態は、「持ち家（一戸建て）」が64%で最も多く、「持ち家（分譲マンションなど）」（27%）と合わせると、持ち家率は91%を占めている。



②居住地

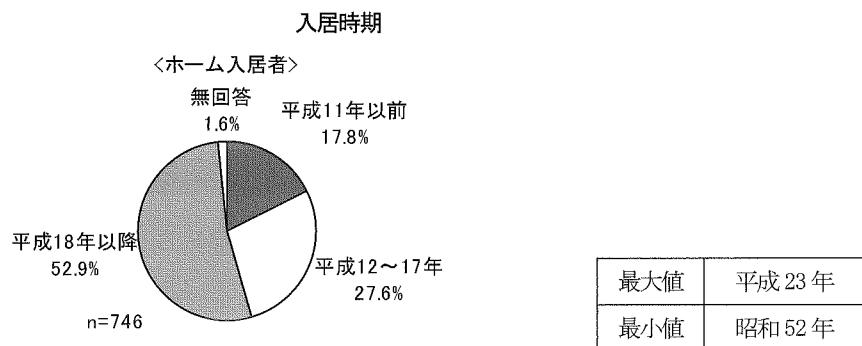
- ・居住地は、「首都圏エリア」が55%、「近畿圏エリア」が19%、「九州・沖縄エリア」が6%となっている。



(5) ホームの入居について【ホーム入居者のみ】

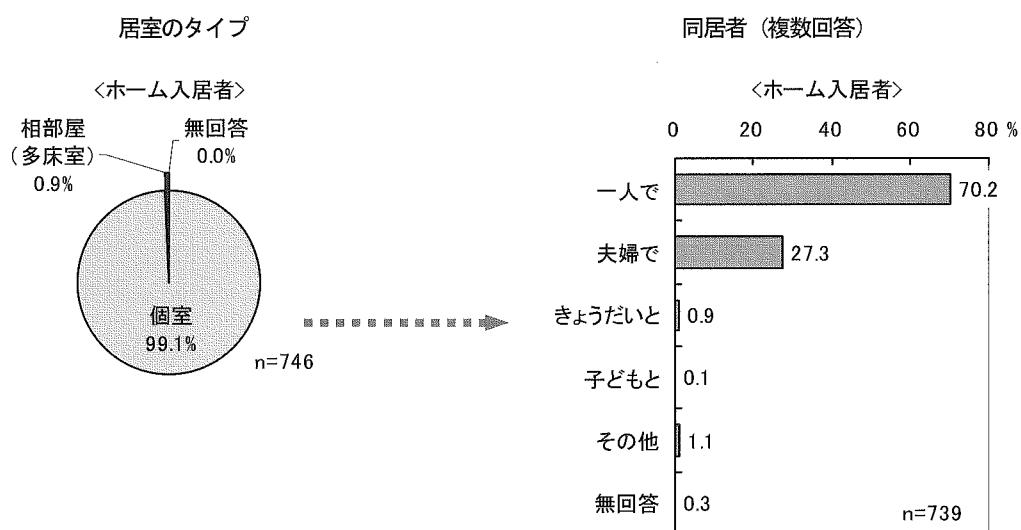
①入居時期

- ・ホームへの入居時期をみると、「平成18年以降」の入居者が過半数を占めているが、「平成11年以前」の入居者も18%みられる。



②居室のタイプ及び同居者

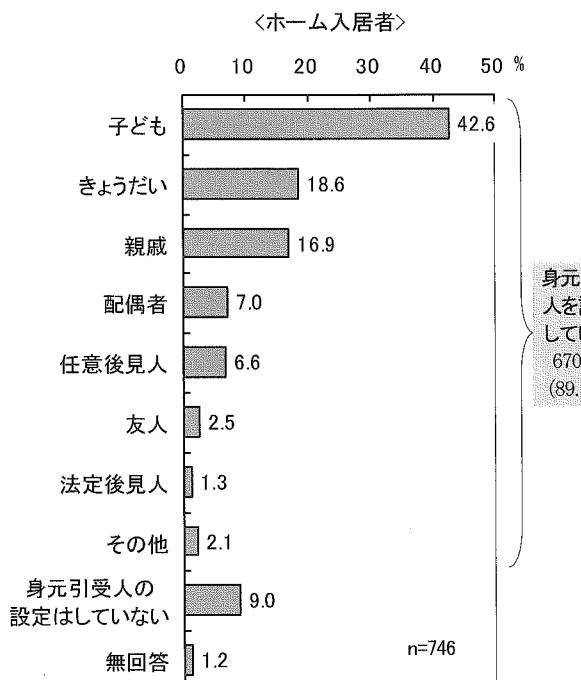
- ・入居している居室のタイプは「個室」がほとんどで、「相部屋（多床室）」は1%である。
- ・「個室」に入居している739人の同居者をみると、「一人で」(70%)が最も多く、「夫婦で」が27%である。



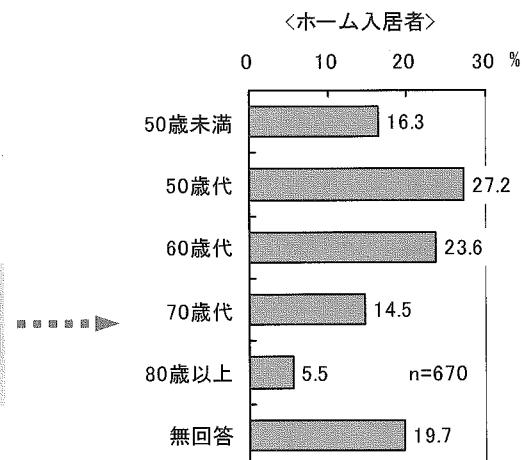
③身元引受人について

- ・9割の回答者が身元引受人を設定している。身元引受人との関係は、「子ども」が43%で最も多く、「きょうだい」(19%)、「親戚」(17%)と続く。「任意後見人」は7%、「法定後見人」は1%であった。
- ・配偶者・子どもの有無と身元引受人との関係をみると、配偶者・子どもともにいない人の場合、「きょうだい」、「親戚」などの回答がそれぞれ3分の1にのぼる。また、「任意後見人」、「法定後見人」を身元引受人としている人は14%、「身元引受人の設定はしていない」とする人も14%みられた。
- ・身元引受人を設定している670名について身元引受人の年齢をみると、「50歳代」が27%、「60歳代」が24%である。また、「80歳以上」も6%みられる。

身元引受人との関係（複数回答）



身元引受人の年齢（複数回答）



	回答数	子ども	きょうだい	親戚	配偶者	任意後見人	友人	法定後見人	その他	身元引受人の設定はしていない
全体	746	42.6	18.6	16.9	7.0	6.6	2.5	1.3	2.1	9.0
配偶者か子がいる*	463	67.8	8.9	6.5	11.2	4.1	1.7	0.4	1.3	5.8
配偶者も子もない	272	0.7	34.9	34.2	0.0	11.0	4.0	2.9	3.7	14.3

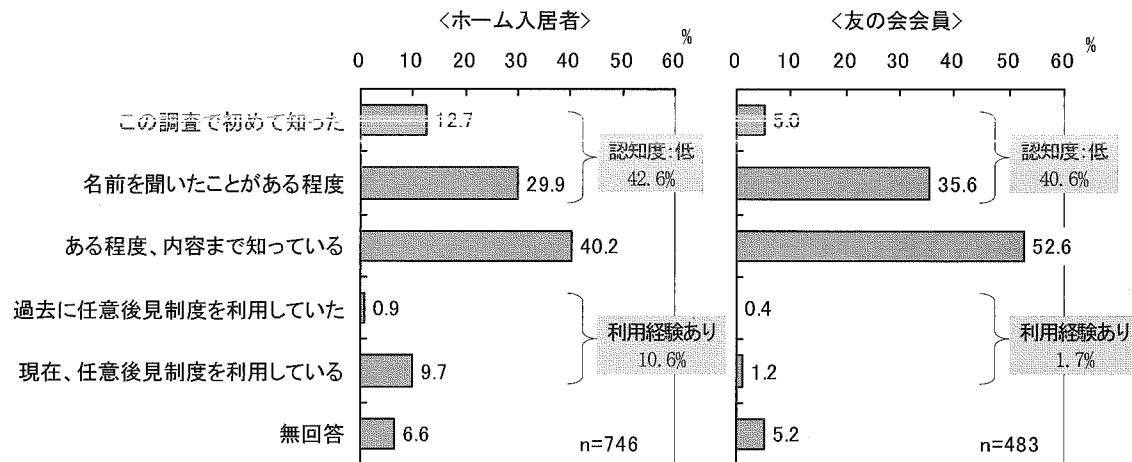
*配偶者、子どもともにいる人、配偶者のみ、子どものみいる人が含まれている。

2. 任意後見制度の認知と利用状況

*以下、項目ごとに関連するクロス軸を設定しクロス表を掲載している。

- ・『任意後見制度の利用経験者』（「過去に任意後見制度を利用していた」 + 「現在、任意後見制度を利用している」）は、ホーム入居者が11%、友の会会員が2%であった。また、『任意後見制度の認知度が低い人』（「この調査で初めて知った」 + 「名前を聞いたことがある程度」）は、ホーム入居者、友の会会員とともに4割である。
- ・年齢、要介護認定の有無別に任意後見制度に対する認知の度合いをみると、年齢が下がるにつれて、また入居者では要介護認定未認定の方ほど、認知度は高まる傾向にある。

任意後見制度の認知度と利用状況



		回答数	この調査で初めて知った	名前を聞いたことがある程度	ある程度、内容まで知っている	過去に任意後見制度を利用していた	現在、任意後見制度を利用している	無回答
全體		746	12.7	29.9	40.2	0.9	9.7	6.6
年齢	74歳以下	123	12.2	23.6	50.4	0.0	10.6	3.3
	75~84歳	421	10.5	29.7	40.6	1.0	12.1	6.2
	85歳以上	195	17.4	32.8	34.4	1.5	4.1	9.7
要介護認定	認定	200	19.0	28.0	32.5	1.0	11.5	8.0
	未認定	513	10.3	30.4	43.5	1.0	9.2	5.7
全體		483	5.0	35.6	52.6	0.4	1.2	5.2
年齢	60~69歳	100	1.0	28.0	58.0	1.0	0.0	12.0
	70~74歳	136	4.4	31.6	57.4	0.0	1.5	5.1
	75~79歳	126	5.6	42.9	46.8	0.0	2.4	2.4
	80歳以上	119	8.4	38.7	48.7	0.8	0.8	2.5

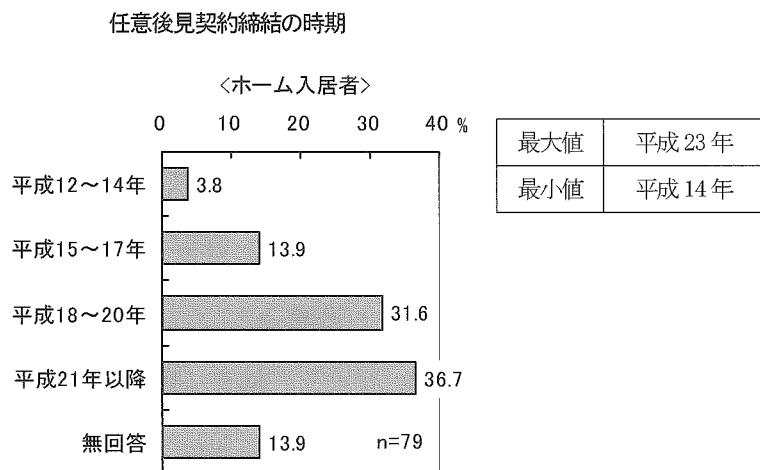
3. 任意後見制度利用実態【ホーム入居者のみ】

本節では、ホーム入居者のうち、『任意後見制度の利用経験者』（現在または過去に任意後見制度を利用している（いた）人）79名を対象に利用実態を概観する。

※友の会会員の結果は、巻末の「【参考】友の会会員の任意後見制度利用実態」を参照。

(1) 任意後見契約締結の時期

- ・任意後見契約締結の時期は、平成18年以降（68%）が3分の2を占めている。わずかながら（4%）、制度開始直後から利用を開始しているホーム入居者もみられた。特に、専門家や法人を任意後見人としている人では、2割強の人が平成17年度までに利用を開始している。



		回答数	平成12～14年	平成15～17年	平成18～20年	平成21年以降	無回答
入居者	全 体	79	3.8	13.9	31.6	36.7	13.9
	配偶者・子有無						
	配偶者か子がいる	27	3.7	7.4	22.2	48.1	18.5
	配偶者も子もない	51	3.9	17.6	37.3	29.4	11.8
	後見人との関係						
	専門家、法人のみ	45	6.7	17.8	31.1	33.3	11.1
親族、知人・友人のみ		20	0.0	0.0	40.0	45.0	15.0
専門家等+親族等		5	0.0	20.0	0.0	60.0	20.0

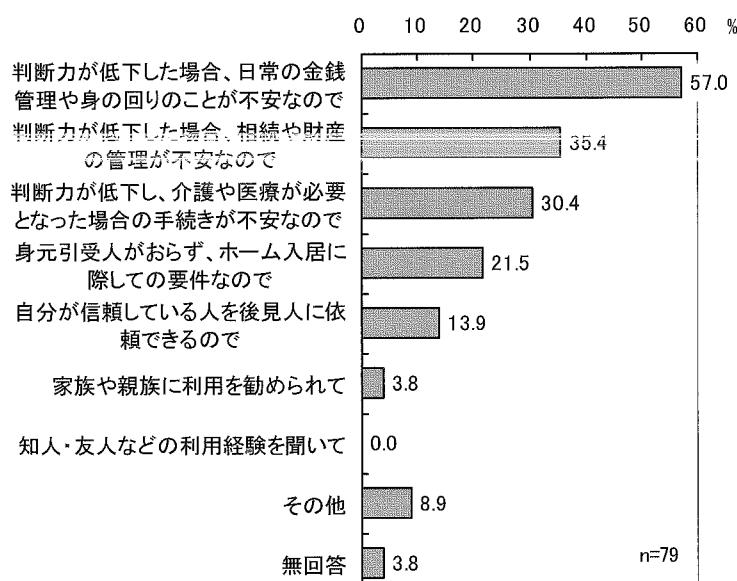
*上記「後見人との関係」で、任意後見人に専門家、法人と親族、知人・友人の双方を複数後見人として指定している回答者は5名と少数であり、あくまでも参考値。

(2) 任意後見制度利用の理由

- ・任意後見制度利用の理由は、「判断力が低下した場合、日常の金銭管理や身の回りのことが不安なので」(57%) が最も多く、次いで「判断力が低下した場合、相続や財産の管理が不安なので」(35%) である。また、「身元引受人がおらずホーム入居に際しての要件なので」とする回答も 2 割強にのぼっている。
- ・後見人との関係別に見ても、第 1 位の項目はいずれも「日常の金銭管理や身の回りのこと」への不安である。専門家や法人を後見人とする場合は「相続や財産の管理」への不安をあげる割合が高く、半数が回答している。

任意後見制度利用の理由（複数回答：2 つまで）

〈ホーム入居者〉



		回答数	判断力が低下した場合、日常の金銭管理や身の回りのことが不安なので	判断力が低下した場合、相続や財産の管理が不安なので	判断力が低下し、介護や医療が必要となった場合の手続きが不安なので	身元引受人がおらず、ホーム入居に際しての要件なので	自分が信頼している人を後見人に依頼できるので	家族や親族に利用を勧められて	知人・友人などの利用経験を聞いて	その他	無回答
入居者	全 体	79	57.0	35.4	30.4	21.5	13.9	3.8	0.0	8.9	3.8
	配偶者・子有無	27	48.1	40.7	25.9	14.8	14.8	3.7	0.0	11.1	7.4
	配偶者も子もない	51	62.7	33.3	33.3	23.5	13.7	3.9	0.0	7.8	2.0
	後見人との関係	45	53.3	48.9	28.9	28.9	6.7	4.4	0.0	6.7	0.0
	専門家等+親族等	5	60.0	20.0	40.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0

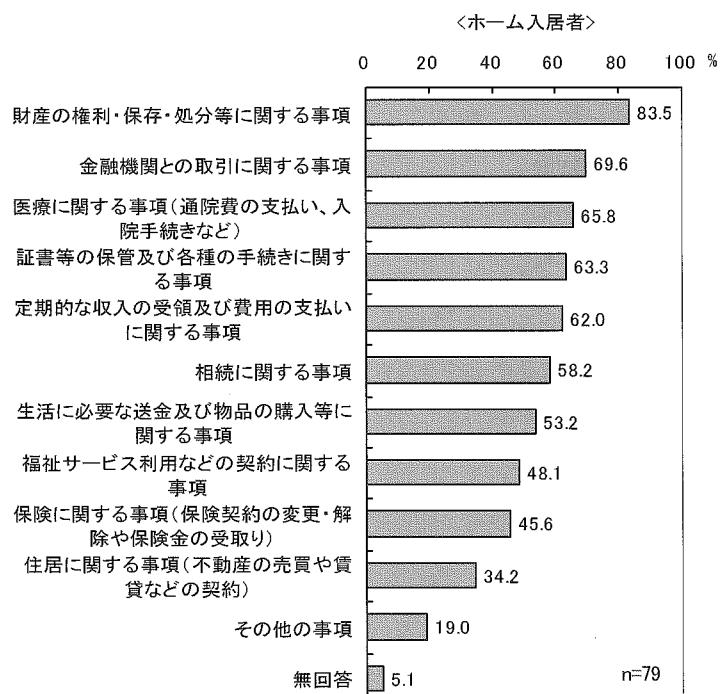
*後見人との関係：14 頁の設問への回答から、任意後見人として①専門家または法人を選択した人（専門家、法人のみ）、②親族、知人・友人を選択した人（親族、知人・友人のみ）、③専門家、法人と親族、知人・友人双方を選択した人（専門家+親族等）に分類

(3) 任意後見契約において付与した代理権の内容

- 任意後見契約において付与した代理権の内容は、「財産の権利・保存・処分等に関する事項」が84%で最も多い。6割を越える回答がある項目は、「金融機関との取引に関する事項」(70%)、「医療に関する事項」(66%)、「証書等の保管及び各種の手続きに関する事項」(63%)、「定期的な収入の受領及び費用の支払いに関する事項」(62%)の5つである。
- 後見人との関係別にみても回答順位に大きな違いはみられないが、親族や知人・友人を任意後見人としている場合、専門家、法人に比べ項目全般にわたり回答割合が高くなっている。

任意後見契約において付与した代理権の内容（複数回答）

*代理権の具体的な内容については巻末資料を参照



		回答数	財産の権利・保存・処分等に関する事項	金融機関との取引に関する事項	医療に関する事項	証書等の保管及び各種の手続きに関する事項	定期的な収入の受領及び費用の支払いに関する事項	相続に関する事項	生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項
入居者	全 体	79	83.5	69.6	65.8	63.3	62.0	58.2	53.2
配偶者・子有無	配偶者か子がいる	27	81.5	70.4	70.4	59.3	55.6	70.4	48.1
後見人との関係	配偶者も子もない	51	84.3	70.6	62.7	64.7	64.7	52.9	56.9
入居者	専門家、法人のみ	45	75.6	64.4	57.8	51.1	60.0	55.6	53.3
後見人との関係	親族、知人・友人のみ	20	95.0	85.0	85.0	75.0	65.0	55.0	60.0
入居者	専門家等+親族等	5	80.0	40.0	80.0	80.0	60.0	60.0	40.0

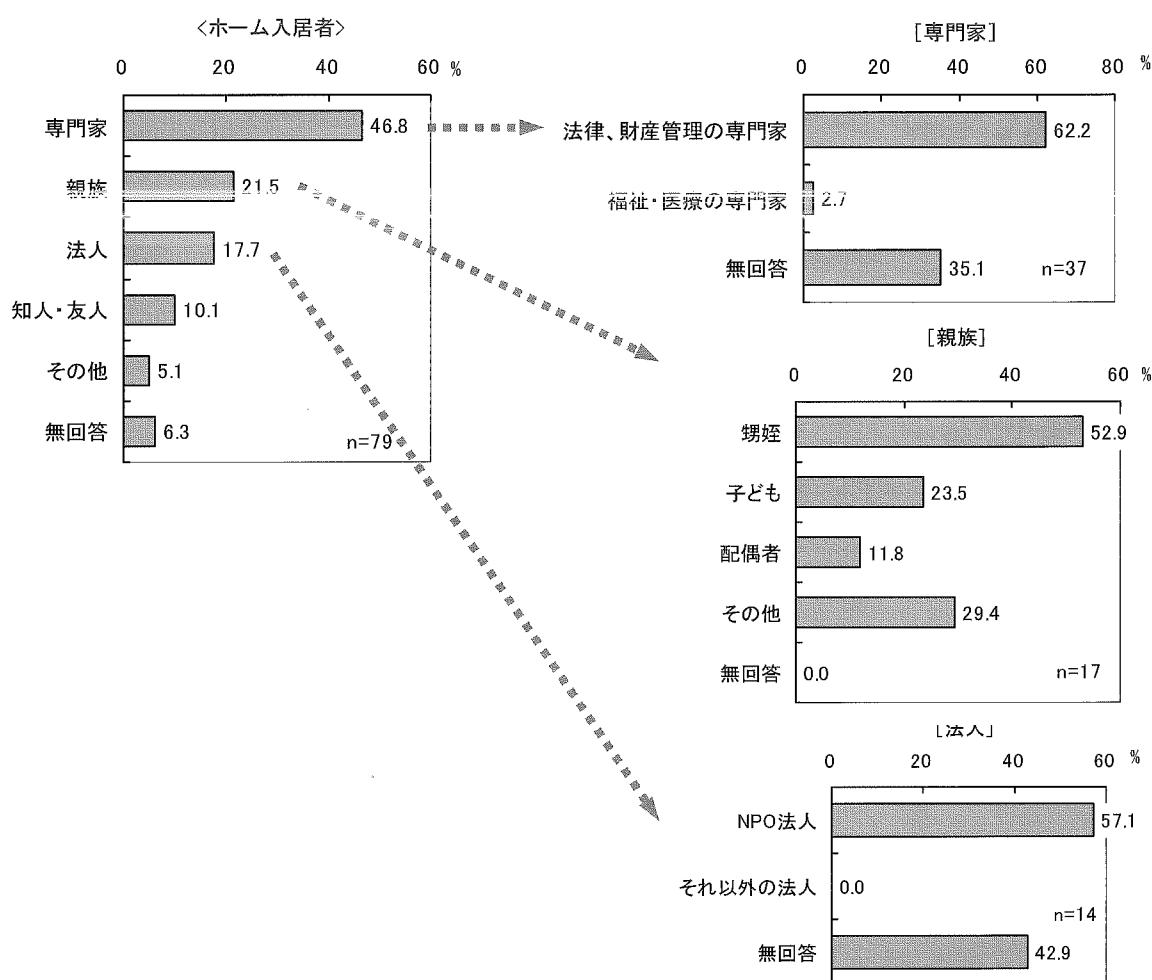
		回答数	財産の権利・保存・処分等に関する事項	福祉サービス利用などの契約に関する事項	保険に関する事項	住居に関する事項	その他の事項	無回答
入居者	全 体	79	83.5	48.1	45.6	34.2	19.0	5.1
配偶者・子有無	配偶者か子がいる	27	81.5	51.9	48.1	25.9	18.5	3.7
後見人との関係	配偶者も子もない	51	84.3	47.1	45.1	39.2	19.6	5.9
入居者	専門家、法人のみ	45	75.6	44.4	44.4	24.4	22.2	6.7
後見人との関係	親族、知人・友人のみ	20	95.0	60.0	40.0	30.0	10.0	5.0
入居者	専門家等+親族等	5	80.0	40.0	60.0	60.0	0.0	0.0

(4) 任意後見人との関係及び契約について

①任意後見人との関係

- ・任意後見人との関係をみると、「専門家」が46%で最も多く、「親族」は22%、「法人」は18%、「知人・友人」は10%となっている。
- ・配偶者・子どもの有無別に任意後見人との関係をみると、配偶者・子どもの有無によって、選択した任意後見人の属性に大きな傾向の違いはみられないが、配偶者・子ども（双方またはいずれか）がいる場合で、「親族」を任意後見人として選択しているのは3割である。

任意後見人との関係（複数回答）



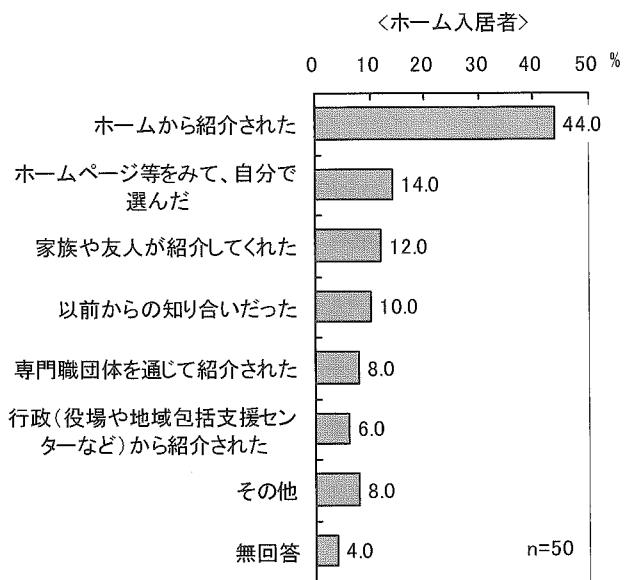
任意後見人との関係

		回答数	専門家	親族	法人	知人・友人	その他	無回答
入居者	全 体	79	46.8	21.5	17.7	10.1	5.1	6.3
	配偶者・配偶者か子がいる	27	44.4	29.6	18.5	7.4	0.0	11.1
	子有無 配偶者も子もいない	51	47.1	17.6	17.6	9.8	7.8	3.9

②専門家、法人の選択方法

- 専門家、法人を任意後見人に選択した 50 名にその選択方法を尋ねたところ、「ホームから紹介された」が 44%で最も多い。次いで、「ホームページ等をみて、自分で選んだ」が 14%、「家族や友人が紹介してくれた」が 12%となっている。

専門家、法人の選択方法（複数回答）

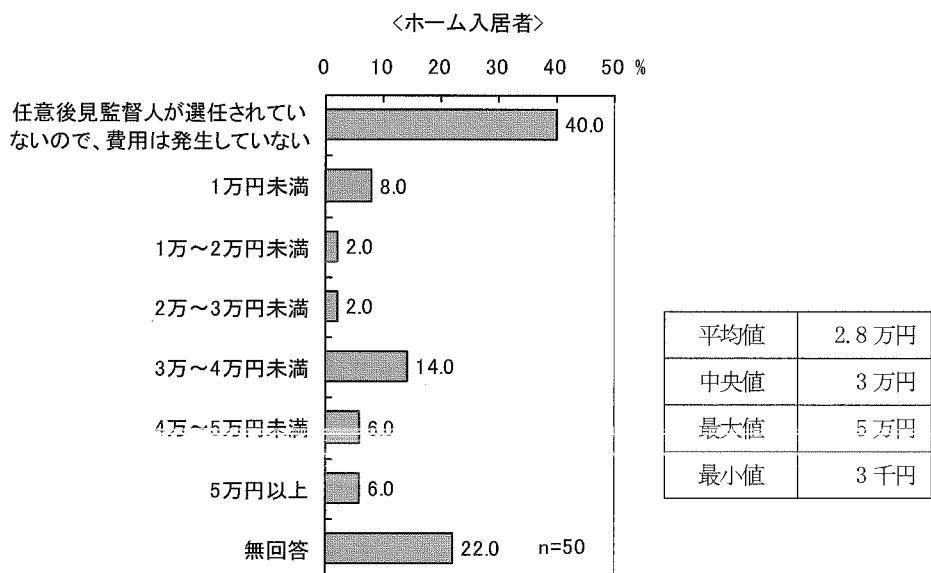


	回答数	ホームから紹介された	ホームページ等をみて、自分で選んだ	家族や友人が紹介してくれた	以前からの知り合いだった	専門職団体を通じて紹介された	行政(役場や地域包括支援センターなど)から紹介された	その他	無回答	
入居者	全 体	50	44.0	14.0	12.0	10.0	8.0	6.0	8.0	4.0
	配偶者・配偶者が子がいる 子有無	16	43.8	18.8	6.3	12.5	0.0	6.3	12.5	6.3
	配偶者も子もない	33	45.5	12.1	15.2	9.1	12.1	6.1	3.0	3.0

③専門家・法人へ支払っている費用(報酬) (月額)

- 専門家、法人を任意後見人に選択した 50 名のうち、4 割は「任意後見監督人が選任されていないので、費用は発生していない」と回答している。費用を支払っている場合の平均月額報酬は、2.8 万円である。

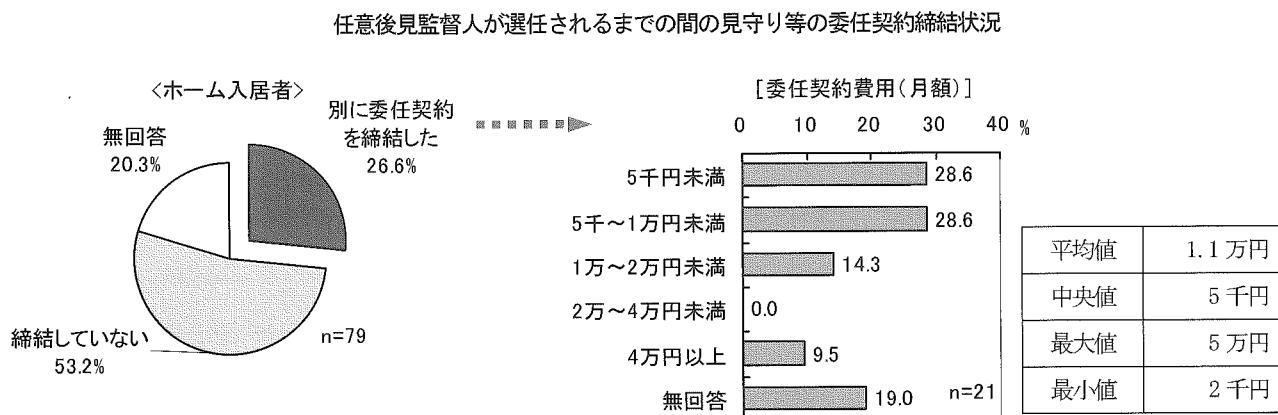
専門家・法人へ支払っている費用(報酬) (月額)



		回答数	任意後見監督人が選任されていないので、費用は発生していない	1万円未満	1万～2万円未満	2万～3万円未満	3万～4万円未満	4万～5万円未満	5万円以上	無回答
入居者	全 体	50	40.0	8.0	2.0	2.0	14.0	6.0	6.0	22.0
	配偶者・配偶者か子がいる	16	43.8	6.3	0.0	0.0	18.8	6.3	0.0	25.0
	子有無 配偶者も子もない	33	39.4	9.1	3.0	3.0	9.1	6.1	9.1	21.2

(5) 任意後見監督人が選任されるまでの間の見守り等の委任契約締結状況

- ・任意後見監督人が選任されるまでの間の見守り等の委任契約については、「別に委任契約を締結した」回答者が4分の1を占めている。専門家や法人を任意後見人とした場合、委任契約を締結した人としていない人は約4割で、ほぼ同数となっている。
- ・見守り等の委任契約を締結した21名の委任契約費用の平均月額は1.1万円である。ただし、1万円未満が6割近くいる一方、「4万円以上」も1割おり、幅がみられる。



[見守り等の委任契約締結状況]

		回答数	別に委任契約を締結した	締結していない	無回答
入居者	全 体	79	26.6	53.2	20.3
	配偶者・子有無	27	18.5	63.0	18.5
	配偶者も子もいない	51	31.4	47.1	21.6
	後見人との関係	45	40.0	42.2	17.8
	専門家、法人のみ	20	10.0	80.0	10.0
	専門家等+親族等	5	0.0	60.0	40.0

[委任契約を締結している場合の月額費用] (参考値)

		回答数	5千円未満	5千～1万円未満	1万～2万円未満	2万～4万円未満	4万円以上	無回答
入居者	全 体	21	28.6	28.6	14.3	0.0	9.5	19.0
	配偶者・子有無	5	0.0	40.0	40.0	0.0	0.0	20.0
	配偶者も子もいない	16	37.5	25.0	6.3	0.0	12.5	18.8
	後見人との関係	18	27.8	33.3	16.7	0.0	5.6	16.7
	専門家、法人のみ	2	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
	専門家等+親族等	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

- 参考までに、見守り等の委任契約を締結した 21 名のうち、委任契約の内容と月額報酬の設問双方に回答のあった 10 名の回答内容を掲載する。

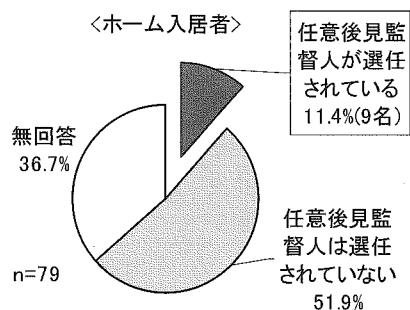
見守り等の委任契約内容（別に委任契約を締結した 21 名のうち回答のあった 10 名）

任意後見人との関係	委任契約の月額 報酬	委任している内容
親族（甥姪）	50,000 円	・必要時の日常生活支援（処理・手続き等の対応）
専門家（法律・財務管理）	2,000 円	・定期的な訪問や連絡（安否確認）【6ヶ月に1回】 ・ホームからの健康状態の報告
専門家	3,000 円	・定期的な訪問や連絡（安否確認）【年数回】
専門家（法律・財産管理）	3,000 円	・定期的な訪問や連絡（安否確認）【3ヶ月に1回】
専門家（法律・財務管理）	5,000 円	・定期的な訪問や連絡（安否確認）【月1回】 ・必要時の日常生活支援（処理・手続き等の対応） ・後見事務開始申し立て
専門家（法律・財務管理）	10,000 円	・財産管理
専門家	50,000 円	・定期的な訪問や連絡（安否確認）【月1回】 ・金融機関等との取引、財産管理 ・通帳、証書等の保管
法人（NPO 法人）	75,000 円	・介護保険等の契約・手続き ・ホームの身元引受人 ・緊急時の安全確認・連絡（24 時間、居住立入）
法人（NPO 法人）	不明	・ホームの身元引受人 ・その他保証人（医療・海外旅行）
その他	3,000 円	・定期的な訪問や連絡（安否確認）【頻度不明】 ・必要時の日常生活支援（処理・手続き等の対応）

(6) 任意後見監督人の選任状況

- 任意後見制度利用経験者 79 名のうち、「任意後見監督人が選任されている」回答者は 9 名 (11%) である。ただし、この設問については無回答者も 4 割にのぼり、任意後見制度の利用経験者であっても、必ずしも制度等について充分な把握ができていない様子もうかがえる。

任意後見監督人の選任状況



・任意後見契約締結から任意後見監督人選任までの期間

有効回答数 4 名のうち全員が、契約を締結した年に任意後見監督人が選任されている。

・任意後見監督人への支払い費用（月額）

9 名中「1 万円」1 名、無回答 8 名。

		回答数	任意後見監督人が選任されている	任意後見監督人は選任されていない	無回答
入居者	全 体	79	11.4	51.9	36.7
	配偶者・子有無	配偶者か子がいる	27	14.8	51.9
		配偶者も子もない	51	9.8	52.9
	後見人と の関係	専門家、法人のみ	45	11.1	60.0
		親族、知人・友人のみ	20	15.0	50.0
		専門家等 + 親族等	5	20.0	0.0
					80.0

(7) 任意後見制度を利用して良かった点

- ・任意後見制度の利用経験者 79 名に、制度を利用して良かった点を記述式で回答してもらったところ、「不安解消や安心感につながる」などの声が最も多く寄せられた。あわせて、任意後見人やその紹介経路についてのよかつた点、身元保証人の代替機能としてよかつた点などがあげられた。以下、主な意見を抜粋する。

●利用することで不安軽減につながる・安心感を持てた

困ったときは、娘(任意後見人)に話し、入院のときも来てくれて手伝ってくれますし、大変安心しています。

信頼できる人を得て老後の安心が確保された。

自分で判断できなくなっても困ることはないという安心感がある。

自己判断能力を知ったり、突然の病気事故にあった場合の対応について安心していられる点。

困ったことや 1 人だけで解決が難しいことが起った場合、家族・親族と同じ思いで手助けしてくれると言われ、安心感。

安心して生活できます。加入している NPO 法人が今後とも存続することを切望しています。

漠然とした不安(判断が低下。身体的不具合等)に際して、ある程度安心が得られた。併せて尊厳死宣告公正証書・死後事務委任・遺言公正証書を作ることにより死後の処置についても一定の安心を得られた。

判断力がある間は、費用がかからず将来について、安心が出来て非常に良かったと思っている。

相続について知識がなかったのでお願いして良かった。

将来、認知症や寝たきりになった時に、私に代わって手続きや処理をしてくれる人がいることが安心できる。

契約をした人達のグループと集ったり、連絡したり出来て人間的なつながりを感じ安心している。

先月(12月)に契約したばかりなので、利用しているという実感はまだないが「安心」が良かった点と思う。

●任意後見人や後見人紹介のプロセスについて

しっかりと身内の者を選任してあるので、しっかりと任せられる。

長年の知人の様で人柄がわかっている点。

何か重大なことが発した場合には、現在入居中のホームと緊密に連絡を取り合うことになっている。

法的制度のもとで契約を交わすので、委任する側、受任する側、双方安心感が得られる。

リーガルサポートの監視下の司法書士を紹介していただいたので、安心していられる。また、後見人が病気等で職務不能になったときには後任をリーガルサポートで選んで引継ぎをして貰えるのも安心です。

ホームから良い人を紹介してもらってよかったです。安心です。

●身元引受人(又は、保証人)の代替として

ホームの入居及び転居の場合、身元保証人が必要。また、入院・手術の際の身元保証人になる。

身元引受人がなかったので、この制度が出来て本当に良かったと思っています。親族の気持ちの負担にならずに済んで、皆喜んでくれました。私も安心しました。

●その他

判断に迷う時、はつきりと教えて下さる。財産、相続、保険等安心してお願いできる。もう少し相談にのってほしい時もある。

病気になった時に不必要的延命措置をしないように頼んであること。死後のことについても話してあるので安心です。誠実な人柄です。

年 1 度は家庭裁判所での監査が行われている事であるので安心できる。

現在は自立しているので利用していませんが、判断力のある間に委任契約・任意後見契約・遺言契約を決めましたことはお世話を下さる方に迷惑を掛けないで済ませることができるのではないかと思っています。

(8) 任意後見制度を利用して気がかりな点（利用中止の理由）

- ・他方、制度を利用して気がかりな点を回答してもらったところ、現在利用中のホーム入居者からは、後見人や後見監督人の信頼性について、契約履行の確実性に対する不安、報酬や負担感について、などが指摘された。なお、回答内容から、任意後見制度とともに、委任契約に関する気がかりについても触れている様子がうかがえる。
- ・制度利用中止者からは、任意後見人の不正による契約解約、利用のメリットの低さからの中止などの経験が寄せられた。

[現在利用中の入居者が感じる気がかり]

●後見人や監督人に対する信頼性、契約履行の確実性について

後見監督人がどんな方に当たるか不安です。人間味ある先生にご縁があることを祈っています。

事前に綿密に相談して契約を交わしていますが、とにかく代理委任条項が非常に多く煩雑なので、これらが十分に理解されて実行できるかが心配です。

委任契約には法的な監督人がいないこと

契約した内容はきちんと守ってくれるかどうか気がかり。

●任意後見人等に対する報酬支払や負担感について

後見監督人選任申請時期の決め方・具体的な方法 ホーム入居者としてはできるだけ遅い方が望ましい。(病状によっては後で回復することも考慮の要あり)選任後、長期にわたる場合、その費用負担がどうなるか? 後見人+監督人費用:月4万円として20年の場合約1,000万円となり財産ショートも考えられる。

●その他

現ホームと、契約NPOとに距離があること。

「見守り」はホームのサービスに含まれているが、その期間のホームの対応。

依頼した相手が先に病気などで能力を失った場合。

[利用中止者の中止の理由]

私の預貯金から150万円を無断で引落とした。郵便局から通知書が来て初めて知ったのです。何の説明を無かったので、止むを得ず。任意後見監督人を選任する前でしたので、公証人役場の指示通り、任意後見人を解約しました。

任意後見人を5年前に頼んだが報酬が高額であるし、月に1回2時間程度、話をするのみであった。判断能力がまだあると思っており、ホームに入居したので中止とした。

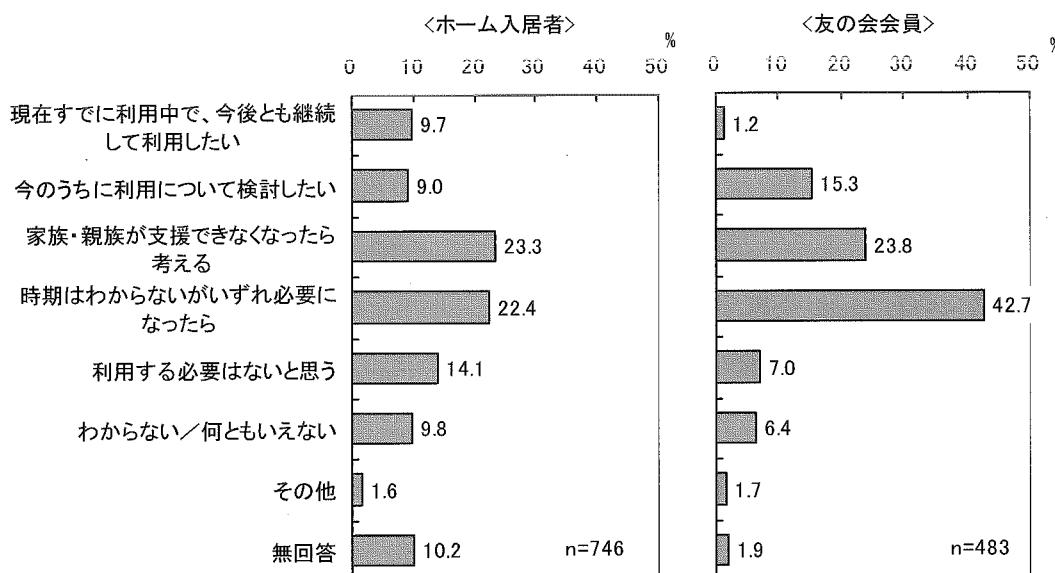
4. 任意後見制度等の利用に関する今後の意向

以下、全員（ホーム入居者 746 名、友の会会員 483 名）を回答の対象とする。

(1) 任意後見制度の利用意向

- 今後の任意後見制度の利用意向を尋ねたところ、ホーム入居者では、「家族・親族が支援できなくなったら考える」が 23%、次いで「時期はわからないがいずれ必要になったら」 22% となっている。友の会会員では、「時期はわからないがいずれ必要になったら」が 4 割強を占めている。
- 配偶者・子どもの有無別にみると、配偶者・子どもともにいない人では、ホーム入居者、友の会会員ともに「現在既に利用中で今後継続して利用したい」「今のうちに利用について検討したい」とする回答が多くなっている。

任意後見制度の利用意向

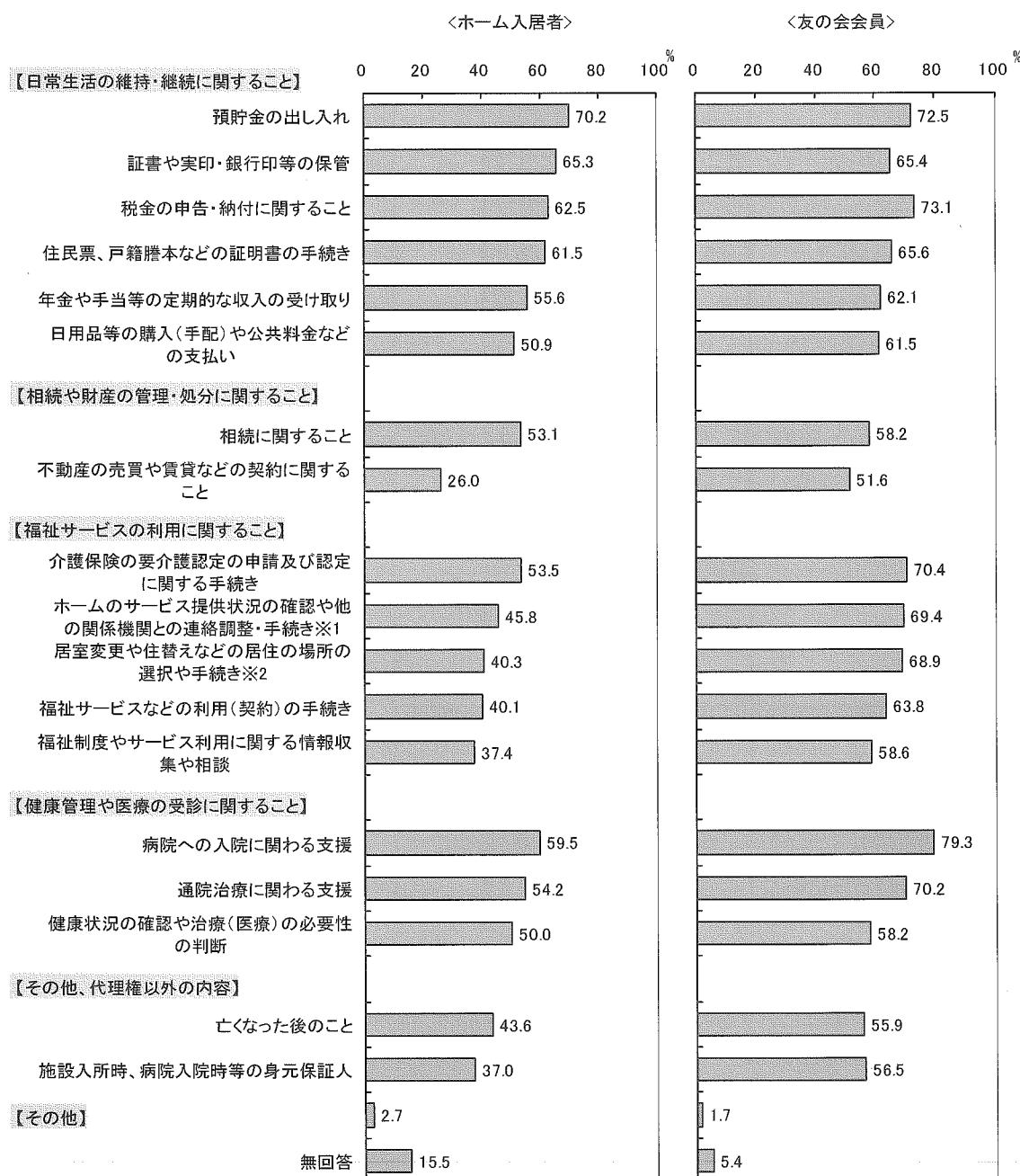


		回答数	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい	今のうちに利用について検討したい	家族・親族が支援できなくなったら考える	時期はわからないがいずれ必要になったら	利用する必要はないと思う	わからない／何ともいえない	その他	無回答
入居者	全 体	746	9.7	9.0	23.3	22.4	14.1	9.8	1.6	10.2
配偶者・子有無	配偶者か子がいる	463	4.8	6.7	25.9	22.0	16.8	11.4	1.9	10.4
	配偶者も子もない	272	18.4	13.2	18.4	23.5	9.6	7.4	0.7	8.8
友の会	全 体	483	1.2	15.3	23.8	42.7	7.0	6.4	1.7	1.9
配偶者・子有無	配偶者か子がいる	368	0.8	13.9	27.4	40.2	8.7	6.3	1.1	1.6
	配偶者も子もない	108	2.8	21.3	13.0	50.0	0.9	6.5	3.7	1.9

(2) 任意後見人に代理を委任したい事柄

- 仮に、今後任意後見制度を利用する場合に任意後見人に代理委任をしたい事柄をあげてもらった。上位3位をみると、ホーム入居者では「預貯金の出し入れ」(70%)、「証書や実印・銀行印等の保管」(65%)、「税金の申告・納付に関すること」(63%)である。友の会会員では「病院への入院に関する支援」(79%)、「税金の申告・納付に関すること」(73%)、「預貯金の出し入れ」(73%)となっている。
- 全般に、ホーム入居者に比べ友の会会員の回答割合が高い傾向にある。ただし、ホーム入居者の場合でも、最も回答率の低い「福祉サービスの利用について」でも37%~54%の利用意向がみられるることに留意が必要である。

任意後見人に代理を委任したい事柄（複数回答）



●友の会会員の設問では、以下の選択肢とした。

※1:施設入居後のサービス提供状況の確認や施設との連絡調整など ※2:有料老人ホームなどの施設の入居に際しての契約手続き

(参考)

		回答数	日常生活の維持・継続に関する事							相続や財産の管理・処分に関する事	
			預貯金の出し入れ	証書や実印・銀行印等の保管	税金の申告・納付に関する事	住民票、戸籍謄本などの証明書の手続き	年金や手当等の定期的な収入の受け取り	日用品等の購入(手配)や公共料金などの支払い	相続に関する事	不動産の売買や賃貸などの契約に関する事	
入居者	全 体	746	70.2	65.3	62.5	61.5	55.6	50.9	53.1	26.0	
	配偶者・子有無	463	69.8	65.9	64.8	62.0	56.8	50.3	56.4	30.2	
	配偶者も子もない	272	71.3	64.3	59.2	60.7	54.0	51.8	48.5	19.1	
	利用意向	現在利用中	72	70.8	70.8	55.6	65.3	52.8	48.6	54.2	25.0
友の会	全 体	483	72.5	65.4	73.1	65.6	62.1	61.5	58.2	51.6	
	配偶者・子有無	368	71.2	63.6	70.4	64.9	61.1	60.9	58.4	53.3	
	配偶者も子もない	108	75.9	71.3	83.3	68.5	65.7	64.8	57.4	48.1	
	利用意向	現在利用意向あり	80	77.5	72.5	80.0	72.5	73.8	66.3	67.5	57.5

		福祉サービスの利用に関する事					健康管理や医療の受診に関する事		
		介護保険の要介護認定の申請及び認定に関する手続き	ホームのサービス提供状況の確認や他の関係機関との連絡調整・手続き	居室変更や住替えなどの居住の場所の選択や手続き	福祉サービスなどの利用(契約)の手続き	福祉制度やサービス利用に関する情報収集や相談	病院への入院に開わる支援	通院治療に開わる支援	健康状況の確認や治療(医療)の必要性の判断
入居者	全 体	53.5	45.8	40.3	40.1	37.4	59.5	54.2	50.0
	配偶者・子有無	52.9	45.1	40.8	38.2	36.3	59.0	54.4	50.3
	配偶者も子もない	55.1	48.2	40.1	44.1	39.7	61.4	54.4	49.6
	利用意向	現在利用中	45.8	50.0	41.7	37.5	38.9	63.9	50.0
友の会	全 体	59.7	47.8	38.8	35.8	37.3	56.7	58.2	53.7
	配偶者・子有無	69.8	69.6	66.8	64.4	57.6	78.3	70.9	57.9
	配偶者も子もない	73.1	66.7	78.7	63.0	62.0	84.3	67.6	61.1
	利用意向	現在利用意向あり	73.8	68.8	75.0	65.0	65.0	82.5	72.5

		その他、代理権以外の内容		施設入所時、病院入院時等の身元保証人	その他	無回答
		亡くなつた後のこと	施設入所時、病院入院時等の身元保証人			
入居者	全 体	43.6	37.0	2.7	15.5	
	配偶者・子有無	39.7	33.7	1.9	17.1	
	配偶者も子もない	50.7	42.6	4.0	12.5	
	利用意向	現在利用中	47.2	38.9	8.3	12.5
友の会	全 体	55.2	50.7	1.5	7.5	
	配偶者・子有無	51.9	53.5	1.6	5.7	
	配偶者も子もない	69.4	67.6	1.9	3.7	
	利用意向	現在利用意向あり	65.0	67.5	1.3	6.3

◆クロス軸～利用意向について

*ここでは、前項(1)の設問に対する回答のうち、利用意向の高い2つのグループについて(現在既に制度を利用中で今後継続して利用したい、今のうちに利用を検討したい)、クロス軸を設定した。

※入居者の利用意向について、“現在利用中”は、選択肢「現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい」、 “今のうちに検討したい”は、選択肢「今のうちに利用について検討したい」を表す。

※友の会の利用意向について、“現在利用意向あり”は、選択肢「現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい」 + 「今のうちに利用について検討したい」の合計を表す。以降、同様の表現とする。

- ・なお、前記設問で、現在代理権には含まれていない「施設入所時、病院入院時等の身元保証人」(選択肢⑯)、「亡くなった後のこと」(選択肢⑰)を選択肢に加えたところ、友の会会員では過半数、入居者でも4割前後の回答がみられた。
- ・また、ホーム入居者からは、「ほとんどのサービスがホームのサービスに含まれるため、任意後見制度を利用する必要はない」や「ホーム側がやってくれた方がスムーズなことが多いのではないか」といった意見もみられた。

<ホーム入居者>回答内容	
●「亡くなった後のこと」「身元保証人」についても含めてほしい	
前記⑯および⑰項については大事なことなので今後の必要事項として検討して頂きたい。	
前問7の⑯⑰の項目こそ、子供のいない私にとっては切実な問題であります。これからが、入っていないのでは委任の意味が半減します。	
前記⑯⑰事項については、任意後見人の代理権に含まれていないが、業者なり何れ誰かに委任しなければならない問題であると思われる、	
●ホームのサービスに含まれる、ホーム側が提供した方がスムーズ	
代理を委任したい項目に○はつけましたが、ホーム側がやってくださった方が、スムーズなことも多いように思いますので。これは、入居以前にホームとして「こういうことはできない」と言うことを依頼するのか、資格を持ったスタッフに入れた方が良いのか運営の中で考えて欲しいと思います。	
生活している現在のホームが生活介護事業所として発足して日が浅く、また今後自分の生活能力の変化は予測できないので不安はあるが、要は施設の充実と管理体制、それにも増して直接の実務を行う人(後見人とそれに移行するまでの見守りの人)との信頼関係が大事と思う。判断能力が失われた時ホーム・協会・行政が当事者の生活(健康・経済も考慮できる)後見人が選べるように制度の充実をお願い致します(現在は身元引受人ですがこれを任意後見人にかえることが今後あり得る場合も生じると思います)。	
殆どの事項をホームがサービスするので任意後見制度を利用しなくても良い。	
施設の方でかなり援助が有る現在では、認知症になる前なら不要、と思います(任意後見人の場合)。	

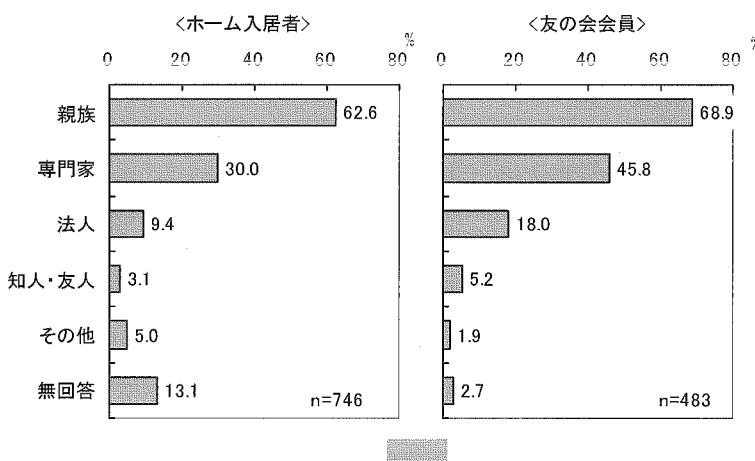
<友の会会員>回答内容	
●「亡くなった後のこと」「身元保証人」についても含めてほしい	
P7の17,18の項を早期に代理権に含めてほしい。(複数)	
問7の17,18については、単身者にとって切実な問題である。別契約(別料金)としても参考になる情報があればと思っている。	
●ホームで提供されるサービスとの関係	
特定施設への入居(入居先未定)を前提に答えている。問7(1)に記載行為は、日常の実態行為としては特定施設で行い、法的行為としての追認を外部の任意後見人が週1回とか月1回行う。その追認行為の是非を後見監督人が判断する仕組みであってほしい。任意後見人は特定施設と対等の立場で発言できる、実力のある法人であってほしい。後見監督人は、任意後見人と癒着が起こらないよう、2~3年で強制的に交替する制度であってほしい。	
老人ホーム入居後、福祉サービスの利用に関する事、健康管理や医療の受診に関する事については、ホームでどの程度委任できるか不明なので、その点を確認したい。	
任意後見制度の具体的な利用の仕方は、委任する事柄の範囲と項目についての幅が広く悩ましい。また、家族との関係が心理的に苦痛に思える。	

(3) 任意後見制度を利用する場合の希望

①任意後見人を依頼したい人（属性）

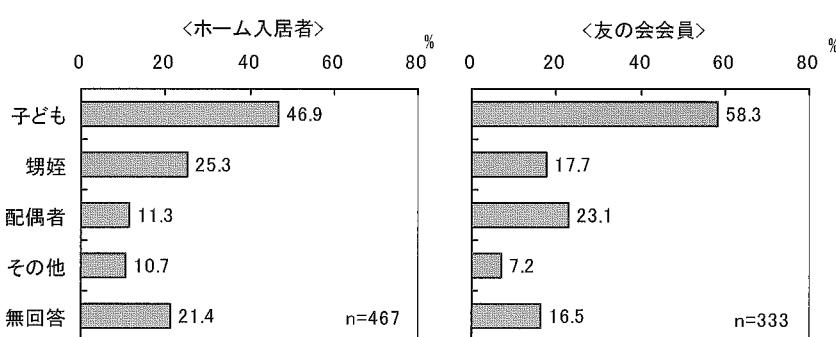
- ・任意後見人を依頼したい人としては、ホーム入居者、友の会会員ともに、「親族」が6割以上を占める。次いで「専門家」（それぞれ30%、46%）、「法人」（それぞれ9%、18%）となっている。
- ・また、依頼先として、専門家・法人と親族あるいは知人・友人などの複数後見を希望している人は、ホーム入居者では131名（17.5%）、友の会会員では134名（27.4%）であった。
- ・「親族」に依頼したい人の場合、ホーム入居者、友の会会員ともに、「子ども」が半数前後を占め、「甥姪」、「配偶者」と続く。（友の会会員では、「配偶者」が第2位。）
- ・「専門家」や「法人」を選択した人の具体的な領域や種類については、「法律・財産管理の専門家」、「NPO法人」が第1位にあげられているが、無回答割合も高く、依頼先について具体的なイメージまでは描けていない回答者が多い様子もうかがえる。

任意後見人を依頼したい人（属性）（複数回答）



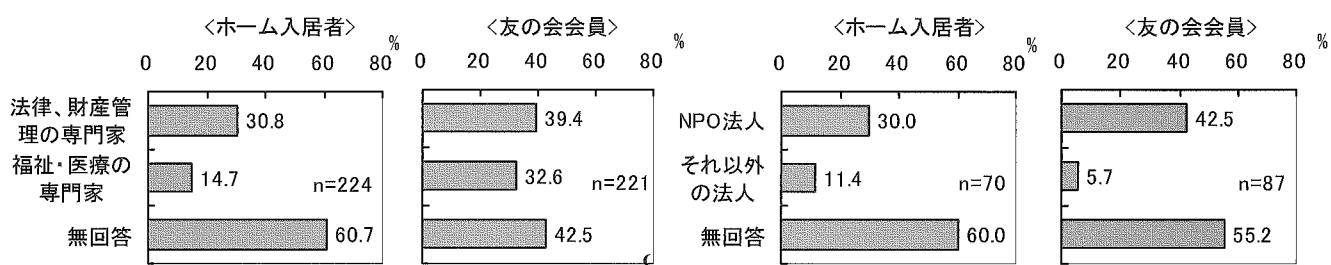
任意後見人を依頼したい人（属性）の詳細（複数回答）

「親族」の続柄



「専門家」の専門領域

「法人」の種類



- 回答者の属性別に任意後見人の希望をみると、ホーム入居者、友の会会員ともに、専門家や法人を希望する割合は、配偶者・子どもとともにいない人により高い。

また、入居者の回答で、現在利用中（友の会会員は現在利用意向有り）の人と今のうちに利用を検討したい人（今後新たな利用層として最も可能性の高いグループ）では、専門家への指向はほぼ同様の傾向である（49%、51%）。ただし、今のうちに利用を検討したい人の場合、半数前後は親族を希望している点も特徴的である。

任意後見人を依頼したい人

			回答数	親族	専門家	法人	知人・友人	その他	無回答
入居者	全 体		746	62.6	30.0	9.4	3.1	5.0	13.1
	配偶者・子有無	配偶者か子がいる	463	70.8	24.4	6.9	1.9	4.5	11.9
	配偶者・子有無	配偶者も子もない	272	48.5	39.7	13.2	4.4	5.9	15.1
利用意向	現在利用中		72	25.0	48.6	13.9	11.1	2.8	23.6
	今のうちに検討したい		67	50.7	50.7	20.9	1.5	9.0	6.0
	全 体		483	68.9	45.8	18.0	5.2	1.9	2.7
友の会	配偶者・子有無	配偶者か子がいる	368	76.1	42.9	13.9	3.5	1.6	2.2
	配偶者・子有無	配偶者も子もない	108	45.4	56.5	32.4	11.1	2.8	3.7
	利用意向	現在利用意向あり	80	46.3	58.8	28.8	11.3	3.8	1.3

任意後見人を依頼したい人の詳細（属性）

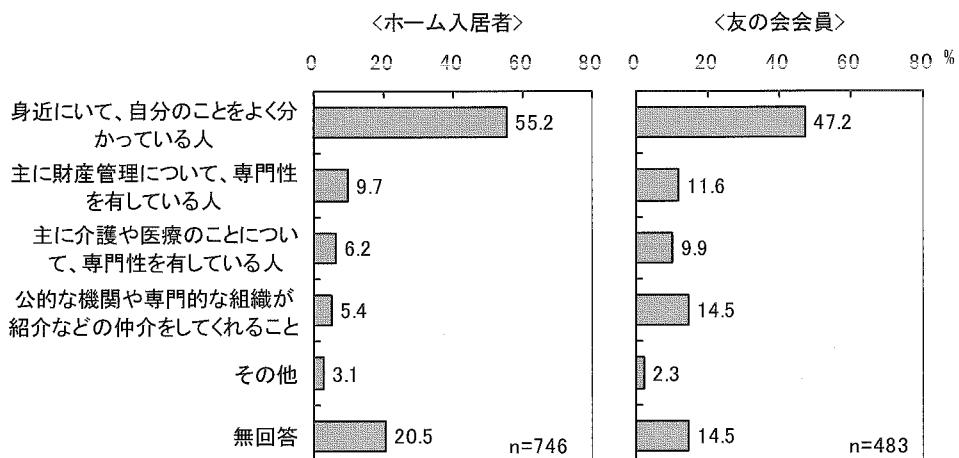
			「親族」の続柄					
入居者	全 体		回答数	子ども	甥姪	配偶者	その他	無回答
	配偶者・子有無	配偶者か子がいる	328	66.2	11.9	16.2	6.4	19.2
	配偶者・子有無	配偶者も子もない	132	0.8	56.1	0.0	20.5	27.3
利用意向	現在利用中		18	33.3	44.4	16.7	11.1	11.1
	今のうちに検討したい		34	26.5	35.3	11.8	14.7	32.4
	全 体		333	58.3	17.7	23.1	7.2	16.5
友の会	配偶者・子有無	配偶者か子がいる	280	69.3	10.0	27.5	3.2	16.4
	配偶者・子有無	配偶者も子もない	49	0.0	55.1	0.0	30.6	18.4
	利用意向	現在利用意向あり	37	43.2	32.4	21.6	8.1	8.1

			「専門家」の専門領域			「法人」の種類				
入居者	全 体		回答数	法律・財産管理の専門家	福祉・医療の専門家	無回答	回答数	NPO法人	それ以外の法人	無回答
	配偶者・子有無	配偶者か子がいる	224	30.8	14.7	60.7	70	30.0	11.4	60.0
	配偶者・子有無	配偶者も子もない	113	37.2	13.3	56.6	32	37.5	12.5	53.1
利用意向	現在利用中		108	24.1	15.7	65.7	36	22.2	11.1	66.7
	今のうちに検討したい		35	37.1	14.3	60.0	10	20.0	20.0	60.0
	配偶者・子有無	配偶者も子もない	34	35.3	5.9	64.7	14	28.6	14.3	57.1
友の会	全 体		221	39.4	32.6	42.5	87	42.5	5.7	55.2
	配偶者・子有無	配偶者か子がいる	158	43.0	32.3	38.6	51	47.1	5.9	49.0
	配偶者・子有無	配偶者も子もない	61	29.5	32.8	52.5	35	37.1	5.7	62.9
利用意向	現在利用意向あり		47	40.4	34.0	36.2	23	43.5	13.0	52.2

②任意後見人を依頼する場合に重視すること

- ・任意後見人を依頼する場合に重視することについてみると、ホーム入居者では「身近にいて、自分のことをよく分かっている人」が過半数となっている。友の会会員では、「身近にいて、自分のことをよく分かっている人」が 47%、次いで「公的な機関や専門的な組織が紹介などの仲介をしてくれること」(15%) となっている。
- ・回答者の属性別にみても、ホーム入居者、友の会会員ともに同様の傾向にある。「公的な機関や専門的な組織が紹介などの仲介をしてくれること」は、入居者に比べ友の会会員で回答割合が高いが、入居者の場合でも今のうちに利用を検討したい人（今後新たな利用層として最も可能性の高いグループ）では 16%が回答しており、新規利用層を中心に、任意後見人選任の際のマッチングについても一定のニーズがあることがうかがえる。

任意後見人を依頼する場合に重視すること



		回答数	身近にいて、自分のことをよく分かっている人	主に財産管理について、専門性を有している人	主に介護や医療のことについて、専門性を有している人	公的な機関や専門的な組織が紹介などの仲介をしてくれること	その他	無回答
入居者	全 体	746	55.2	9.7	6.2	5.4	3.1	20.5
	配偶者・子有無	463	58.3	9.3	5.4	4.5	2.2	20.3
	現在利用中	272	49.6	10.7	7.4	7.0	4.4	21.0
	今後の利用意向	72	40.3	12.5	5.6	1.4	6.9	33.3
友の会	全 体	67	44.8	11.9	9.0	16.4	1.5	16.4
	配偶者・子有無	483	47.2	11.6	9.9	14.5	2.3	14.5
	現在利用中	368	50.5	10.1	9.2	12.2	2.4	15.5
	今後の利用意向	108	37.0	16.7	12.0	22.2	1.9	10.2

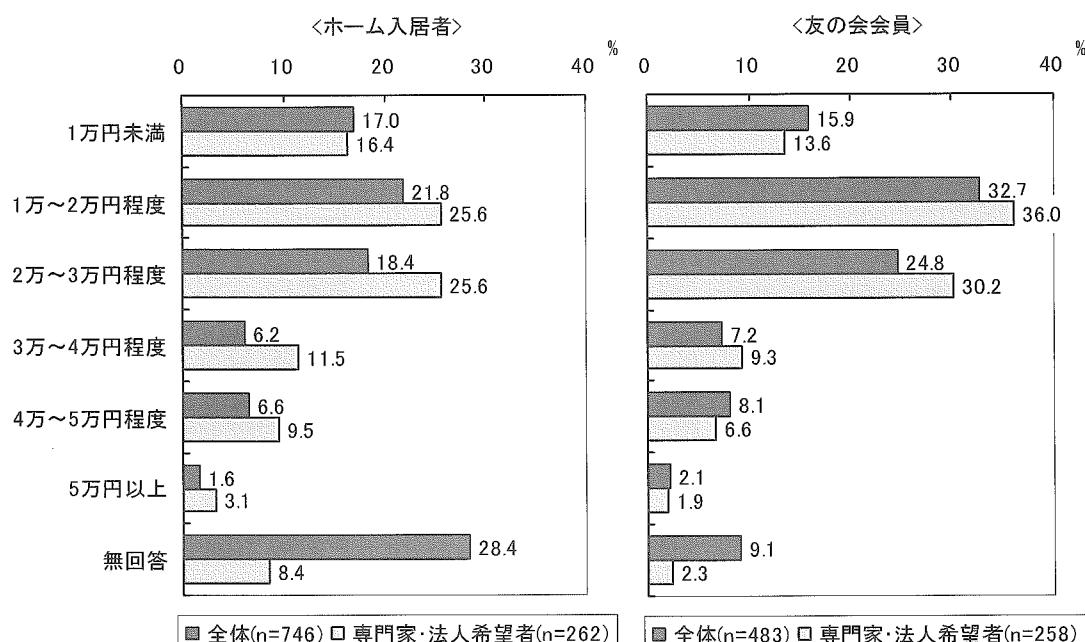
(4) 専門家・法人へ任意後見人を依頼する場合に適正だと思う費用

- 任意後見契約発効後、専門家・法人へ任意後見人を依頼する場合に適正だと思う費用を、回答者全体と専門家・法人への依頼希望者（ホーム入居者 262 名、友の会会員 258 名）で比較してみる。ホーム入居者で、専門家・法人を希望する人では「1万～2万円程度」と「2万～3万円程度」がそれぞれ 26% で最も多い。また、友の会会員では、「1万～2万円程度」（36%）が最も多くなっている。

*特にホーム入居者の場合、回答全体では無回答割合が 3 割弱と高く、回答者にとってイメージがつきにくい設問であったことがうかがえる。

- ホーム入居者の回答について、現在利用中の人と今のうちに利用を検討したい人の回答を比較すると、今のうちに利用を検討したい人の場合、「4万円以上」とする回答も 1 割程度みられる一方で、過半数が 2万円未満に集中しており、現在利用中の人に比べ全体に低価格帯にシフトしている傾向にある。

専門家・法人へ任意後見人を依頼する場合に適正だと思う費用(月額)



		回答数	1万円未満	1万～2万円程度	2万～3万円程度	3万～4万円程度	4万～5万円程度	5万円以上	無回答
入居者	全 体	746	17.0	21.8	18.4	6.2	6.6	1.6	28.4
	配偶者・子有無	463	15.8	22.0	17.5	5.4	8.0	1.7	29.6
	利用意向	272	18.8	22.1	19.9	7.7	4.4	1.5	25.7
	現在利用中	72	8.3	25.0	16.7	13.9	9.7	1.4	25.0
	今のうちに検討したい	67	22.4	34.3	20.9	7.5	4.5	4.5	6.0
	希望後見人	224	15.6	28.1	25.9	11.2	8.9	2.7	7.6
友の会	全 体	483	15.9	32.7	24.8	7.2	8.1	2.1	9.1
	配偶者・子有無	368	16.8	30.4	25.0	7.1	7.3	2.4	10.9
	利用意向	108	13.9	38.9	24.1	8.3	11.1	0.9	2.8
	現在利用意向あり	80	12.5	33.8	31.3	7.5	11.3	0.0	3.8
	希望後見人	221	12.7	37.1	30.3	10.0	5.9	1.4	2.7

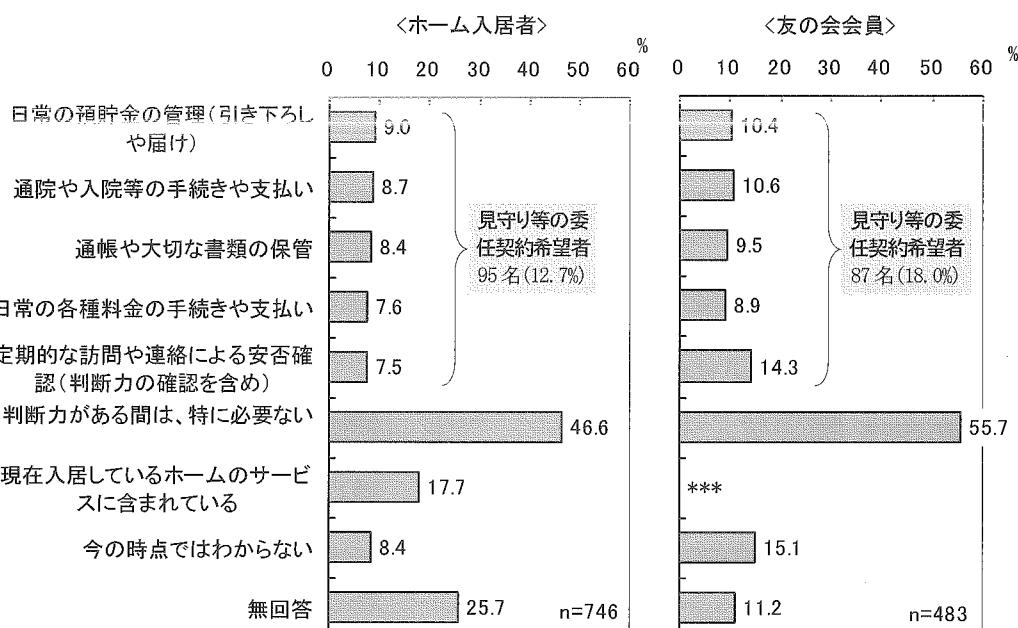
(5) 見守り等の委任契約の希望

①委任契約の希望内容

※任意後見契約発効までの間を想定

- ・見守り等の委任契約の希望内容を尋ねたところ、ホーム入居者、友の会会員ともに半数前後が「判断力がある間は、特に必要ない」と回答している。見守り等の委任契約希望者の希望内容をみると、ホーム入居者では各項目とも1割弱となっている。また、友の会会員は各項目とも1割前後であるが、「定期的な訪問や連絡による安否確認」が14%とやや多くみられる。
- ・ホーム入居者の場合、「現在入居しているホームのサービスに含まれている」とする回答も2割弱みられる。その一方で、現在利用中の人でも17%の回答者が、「定期的な訪問や連絡による安否確認」を希望している。

委任契約の希望内容（複数回答）

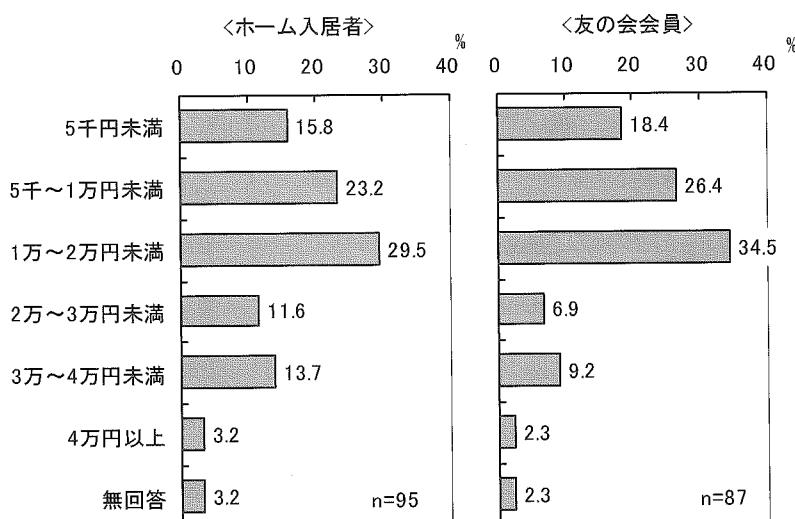


		回答数	日常の預貯金の管理	通院や入院等の手続きや支払い	通帳や大切な書類の保管	日常の各種料金の手続きや支払い	定期的な訪問や連絡による安否確認	判断力がある間は、特に必要ない	現在入居しているホームのサービスに含まれている	今の時点ではわからない	無回答
入居者	全 体	746	9.0	8.7	8.4	7.6	7.5	46.6	17.7	8.4	25.7
	配偶者・子有無										
	配偶者か子がいる	463	9.1	8.2	8.2	7.6	7.1	45.1	14.3	9.7	28.1
	配偶者も子もない	272	8.8	9.6	8.8	7.7	8.5	50.0	23.2	6.3	21.3
利用意向	現在利用中	72	8.3	12.5	8.3	8.3	16.7	45.8	12.5	8.3	23.6
	今後のうちに検討したい	67	14.9	14.9	14.9	19.4	17.9	47.8	17.9	10.4	13.4
友の会	全 体	483	10.4	10.6	9.5	8.9	14.3	55.7	***	15.1	11.2
	配偶者・子有無										
	配偶者か子がいる	368	10.6	10.1	9.5	8.7	13.9	54.3	***	15.8	12.0
	配偶者も子もない	108	10.2	13.0	10.2	10.2	15.7	60.2	***	13.0	8.3
利用意向	現在利用意向あり	80	11.3	13.8	8.8	7.5	12.5	63.8	***	10.0	6.3

②専門家に委任契約を依頼する場合に希望する費用（月額）

- 見守り等の委任契約希望者（ホーム入居者 95 名、友の会会員 87 名）に、専門家に委任契約を依頼する場合の希望月額を尋ねたところ、ホーム入居者、友の会会員ともに、「1万～2万円未満」（それぞれ 30%、35%）が最も多いものの、4割前後が「1万円未満」となっている。
- 任意後見人を専門家に依頼したい人の場合、全体に比べ、費用は若干上方にシフトしているが大きな傾向の違いはみられない。
- ホーム入居者の回答について、現在利用中の人と今のうちに利用を検討したい人の回答を比較すると、前問の任意後見人に対する費用同様、今のうちに利用を検討したい人の回答は現在利用中の人と比べ、全体に低価格帯にシフトしている傾向にある。

専門家に委任契約を依頼する場合に希望する費用（月額）

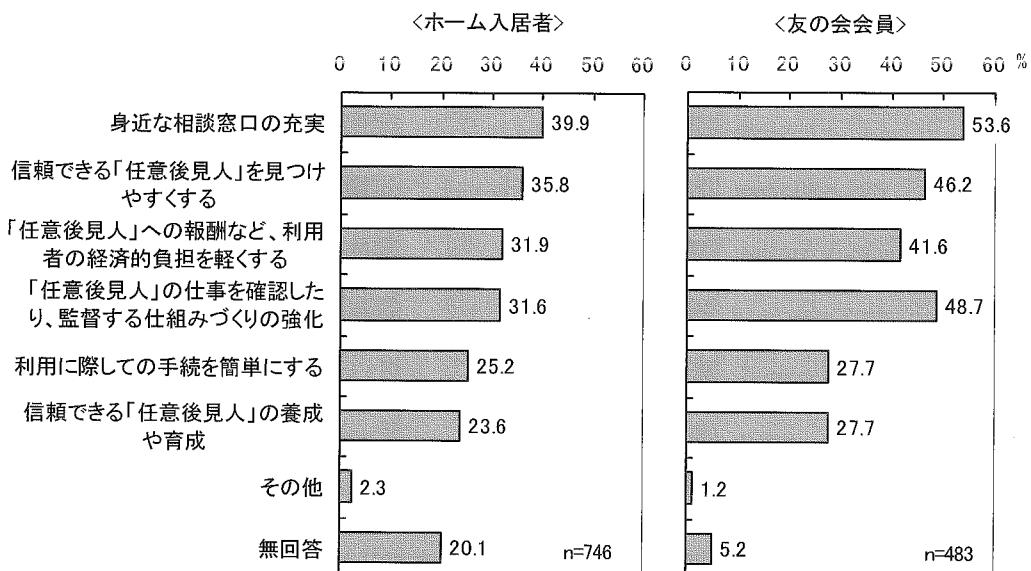


		回答数	5千円未満	5千～1万円未満	1万～2万円未満	2万～3万円未満	3万～4万円未満	4万円以上	無回答
入居者	全 体	95	15.8	23.2	29.5	11.6	13.7	3.2	3.2
	配偶者・子有無	56	10.7	23.2	30.4	14.3	17.9	3.6	0.0
	配偶者も子もない	38	23.7	21.1	28.9	7.9	7.9	2.6	7.9
	利用意向	現在利用中	12	16.7	16.7	33.3	16.7	8.3	0.0
		今のうちに検討したい	18	16.7	22.2	33.3	16.7	5.6	5.6
	希望後見人	専門家	37	16.2	18.9	35.1	13.5	0.0	2.7
友の会	全 体	87	18.4	26.4	34.5	6.9	9.2	2.3	2.3
	配偶者・子有無	66	18.2	25.8	34.8	7.6	9.1	1.5	3.0
	配偶者も子もない	20	20.0	30.0	30.0	5.0	10.0	5.0	0.0
	利用意向	現在利用意向あり	16	31.3	25.0	37.5	0.0	6.3	0.0
	希望後見人	専門家	44	15.9	22.7	40.9	11.4	4.5	2.3

(6) 任意後見制度を安心して利用しやすい制度にしていくために重要なこと

- ・任意後見制度を安心して利用しやすい制度にしていくために重要なことを尋ねたところ、ホーム入居者、友の会会員ともに、「身近な相談窓口の充実」（それぞれ40%、54%）が最も多い。2位以降は、ホーム入居者は「信頼できる「任意後見人」を見つけやすくする」（36%）、「「任意後見人」への報酬など、利用者の経済的負担を軽くする」（32%）と続く。友の会会員は「「任意後見人」の仕事を確認したり、監督する仕組みづくりの強化」（49%）、「信頼できる「任意後見人」を見つけやすくする」（46%）となっている。
- ・全般に、ホーム入居者の回答に比べ、友の会会員の回答割合が高い傾向にある。ただ、ホーム入居者の場合でも、特に上位項目については、現在利用者に比べ（現在未利用で）今のうちに利用を検討したい人の回答割合が高いことから、これらの事項については、新規利用者層がより強いニーズを有していると理解できる。

任意後見制度を安心して利用しやすい制度にしていくために重要なこと（複数回答：3つまで）



		回答数	身近な相談窓口の充実	信頼できる「任意後見人」を見つけやすくする	「任意後見人」への報酬など、利用者の経済的負担を軽くする	「任意後見人」の仕事を確認したり、監督する仕組みづくりの強化	利用に際しての手続を簡単にする	信頼できる「任意後見人」の養成や育成	その他	無回答
入居者	全 体	746	39.9	35.8	31.9	31.6	25.2	23.6	2.3	20.1
	配偶者・子有無	463	42.1	36.1	28.3	31.5	23.3	23.3	2.6	21.0
	配偶者も子もない	272	37.1	35.7	39.0	31.6	28.7	22.8	1.8	18.0
	利用意向	現在利用中	72	34.7	34.7	34.7	33.3	22.2	23.6	1.4
友の会	今 のうちに検討したい	67	46.3	46.3	41.8	38.8	25.4	23.9	0.0	9.0
	全 体	483	53.6	46.2	41.6	48.7	27.7	27.7	1.2	5.2
	配偶者・子有無	368	54.3	43.8	41.3	46.5	29.1	26.1	1.1	5.2
	配偶者も子もない	108	50.9	55.6	41.7	56.5	22.2	34.3	1.9	4.6
利用意向	現在利用意向あり	80	52.5	50.0	38.8	56.3	27.5	26.3	0.0	1.3

(7) 成年後見制度の周知や利用促進について期待すること

- ・成年後見制度の周知や利用促進について、ホームや協会・行政等に期待することを記述してもらったところ、成年後見制度の利用促進について、ホームや協会への期待、制度の利用意向について等の意見が寄せられた。以下に意見の分類を示し、巻末に主な意見を掲載する。

回答分類	ホーム入居者（件数）	友の会会員（件数）
●成年後見制度の利用促進について	101 件	103 件
広報活動や制度利用者の実例紹介	32 件	33 件
利用にかかる費用や経済的負担の軽減について	15 件	17 件
信頼できる「後見人」の育成	11 件	12 件
監督の強化やチェック体制づくり	9 件	6 件
「後見人」の選任や対象について	9 件	2 件
制度改正・改善	9 件	8 件
後見人の紹介等の仲介業務	7 件	7 件
利用における相談窓口の充実	6 件	9 件
手続きの簡素化	4 件	2 件
その他	10 件	16 件
●ホームや協会への期待	29 件	
後見人の紹介や簡素的な利用システムづくり	10 件	2 件
制度内容の周知や説明の実施	8 件	13 件
ホームでの積極的な取組みや働きかけ	6 件	
その他(ホームや協会への期待)	5 件	5 件

III 有料老人ホーム入居者の任意後見制度の活用に向けて

1 問題意識

平成20年度協会調査（ホーム管理者に対する調査）では、協会に対する期待として下記項目が寄せられている。今年度調査では、ホーム入居者等の任意後見制度に関する認知、利用実績、利用意向を探るとともに、協会としての③の取り組みに関する可能性や条件について、入居者（予備層を含め）ニーズ等を踏まえて検討する。

- ①成年後見制度に関する相談・情報提供
- ②ホーム／入居者に対する成年後見制度に関する周知・啓発
- ③安心して依頼できる後見人等の人材紹介、斡旋等（任意後見制度）
- ④手続の簡素化等制度の運用改善への働きかけ
- ⑤身元引受人制度との整理、対応方法に関する情報提供

なお、今年度入居者等調査でも、自由記述等からはほぼ同様の期待が寄せられている。ただし、入居者の場合、特に①～③については、協会への期待とともに行政・公的機関への期待も高いことから、信頼できる何らかの公的な機関の関与が求められていると理解できる。

2 入居者（予備層）の任意後見制度に対するニーズと利用実態

アンケート調査から見えてきた入居者（入居予備層）の認識やニーズは以下のように概観できる。

○制度に対する認知

- ・今回調査から見る限り、制度利用者層あるいは確度の高い利用意向を有する人においても、必ずしも任意後見制度に対する理解が充分とは言い難い（制度の複雑さ、言葉の難しさ等）状況もみられた。一方で、制度に対する認知は前期高齢層を中心に確実に高まってきている様子もうかがえた。また自由回答からは、親子・家族関係が変化するなかで、今後制度の周知が進めば、子どもの有無に関わらず、高齢期を迎える準備として誰もが検討する余地のある制度であることも実感することができた。

○利用者が感じる制度のメリットと気かがり

- ・利用経験者が感じている制度の最大のメリットは、将来に向けた不安感の軽減や安心感である。一方で、本当に信頼できる後見人にいかに巡りあえるか、任意後見人等が不正を働くかのような監督が充分に行えるか（移行型の場合の委任契約を含め、法的に守られるか）などの気がかりも抱いている。また、そうした気がかりを払拭し利用を促進するためにも、任意後見人とのマッチングや監督における公的機関や協会の役割強化を上げる声も聞かれた。
- ・自由意見では、「任意後見制度の内容とホームが提供しているサービスの関係性がわかりにくい」あるいは「任意後見制度の内容はホームのサービスに含まれているはず」などの回答もみられ、こうした側面からの整理や利用者への周知の必要性を感じられた。また、少數ながら「自分のことをよくわかっていて信頼できる存在」として、入居しているホーム（法人）や施設長、職員に任意後見人を依頼したいという希望も根強く存在している様子もうかがえた。

○安心して利用しやすい制度にしていくために重要なこと

- ・任意後見制度を安心して利用しやすい制度にしていくために重要なこととして、ホーム入居者、友の会会員ともに、「身近な相談窓口の充実」（それぞれ 40%、54%）、「信頼できる「任意後見人」を見つけやすくする」（36%、46%）ことへの期待が高い。また、入居者からは、「「任意後見人」への報酬など、利用者の経済的負担を軽くする」（32%）ことが、友の会会員からは「「任意後見人」の仕事を確認したり、監督する仕組みづくりの強化」（49%）があげられている。
- ・全般に、ホーム入居者の回答に比べ、友の会会員の回答割合が高いこと、また上位項目については入居者でも今後検討層の回答割合が高いことから、これらについては、新規利用者層がより強いニーズを有している事項と理解できる。

○比較的確度の高い利用意向を有する層（規模とプロフィールの把握）

- ・今回調査対象とした加盟 422 ホーム、746 名の入居者（比較的自立度が高い）のうち、「既に任意後見制度を利用しておらず今後とも継続して利用したい人」は約 1 割（72 名）、また、「今のうちに利用について検討したい（以下「今後検討層」と記載）とする比較的確度の高い利用意向を有する人は約 9 %（67 名）であった。今回の調査から一概に言うことはできないが、この結果からみれば、比較的自立度の高い入居者の約 2 割が、本制度への潜在的利用（検討）層とみることもできる。
- ・これらの人々のプロフィールをみると、以下の点が特徴的である。
 - ・利用層、今後検討層ともに、7～8 割は子どものいない人である。
 - ・利用層の利用契機をみると、回答者の 2 割がホーム入居に際しての要件（身元引受人の代替）としている。
 - ・利用層では女性が 7 割を占めるが、今後検討層では男女ほぼ半々（47 : 53）となる。
 - ・今後検討層の場合、年齢的には 75～79 歳が 4 割を占め、利用層に比べ年齢のピークが 5 歳ほど若くなる。ただし、85 歳以上の方の割合も増加しており、利用層に比べ年齢の幅が広がっている。
 - ・今後検討層の制度の 6 割は「制度の内容まで知っている」と回答しているが、「名前を聞いたことがある程度」「初めて知った」という人も 3 分の 1 みられ、今後検討層といえども必ずしも周知や理解度の高い人ばかりではない。
- ・具体的な制度利用意向の特徴
 - ・任意後見人の依頼先：利用検討層の場合、利用層に比べ親族への期待も高く、複数後見へのニーズも高まることが予想される
 - ・付与する代理権の内容：各項目について利用層と今後検討層で大きな傾向の違いはみられない。ホームのサービスとある程度合致することが想定される「福祉サービスの利用に関する事柄」についても、いずれも 4 割～過半数の回答者が選択していて興味深い。
 - ・任意後見契約発効後専門家に依頼する際に適正と思う費用：利用層と今後検討層の回答を比較すると、今後検討層の場合、「4 万円以上」とする回答も 1 割程度みられる一方で、過半数が 2 万円未満に集中しており、利用層に比べ全体に低価格帯にシフトしている傾向にある。
ただし、今回調査では、代理権を付与したい事項と費用との関係の分析を行っていないので、この結果だけでは何とも言えない。自由回答の記述等からは、良質なサービスと価格とのバランスに悩む姿も垣間見られ、一定の報酬基準の明確化等への期待も寄せられている。

アンケートを補足するために実施したインタビュー調査（制度利用者、ホーム担当者）からは、以下のような、利用実態やニーズがうかびあがっている。他方、現状では身元引受人の代替手段として任意後見制度の利用が進んでいる側面も見受けられた。

○利用者からみた利用に際しての不安

・利用料（料金の多寡、支払い能力）

利用料については、利用料の多寡の問題に加え、地域の資源状況によっては、料金比較のしようがないケースもあるため、要は、自分が長期に亘って払える水準かどうか、という点がポイントのようである。

・信頼できる任意後見人の選定

任意後見人の選定に際しては、やはり信頼できる任意後見人といかに巡り合うかが、ポイントであった。その場合、「信頼できる個人」が前提となるが、一方で、後見人に不測の事態が生じた場合のリスク管理としての対応も想定されていた。具体的には、組織を通じて契約する、個人の任意後見人候補を複数擁する等である。

任意後見人には、信頼できて専門性の高い人材を求める傾向にある。市民後見人についての選好を尋ねると、共通して「基本的にはノー」であった。個人のプライバシーに深く関わる仕事であることから、秘密保持を含めて国家資格をもつ専門職が望ましいとの理由である。ホーム入居者の場合、委任を希望する代理権の中心が金銭管理、財産管理にあることもその要因として考えられよう。ただし、協会・ホーム関係者で協会が推薦し責任をもつ、ということであれば、仮に市民後見人のような位置づけであっても一定程度受け容れられるのではないかという意見もみられた。ただし、その場合も、何らかのホームからの推薦や専門職等によるバックアップは必須ではないかと思われる。

[利用経路についてのインタビュー調査からの示唆]

入り口 : 身近で信頼できるホームを通じての紹介や推薦

マッチングポイント : 専門的知識を有している、職業倫理を有している、相性がよい

リスク担保 : 個人だけではない複数あるいは組織的なバックアップ、
代替可能性の担保

○適切な制度利用に向けたホームの関与のあり方

[制度利用へのマッチング]

・ホーム入居者の場合、任意後見制度の利用に際しては、財産管理面での代理権委任が中心となることが想定される。インタビュー調査を行ったいずれのホームも、制度草創期に実施したような司法書士会等を通じた集団による周知・相談活動の段階を経て、現在は、個別の相談があがつた場合に、地元の専門職集団を紹介する方法をとっており、以降ホームは直接的には関与しないことが多い。中には、ホーム入居者の特性を踏まえ、「ホームが入居者の財産管理にタッチすべきではない」との方針のもと、早くからホーム独自の成年後見制度の活用に着手している事例（次項参照）も見られた。

[任意後見契約締結後の見守り～契約発効の見極め]

- ・有料老人ホームの場合一定程度の見守りは可能なことから、利用者本人が納得した上で、後見人候補とホームとの連携を密にしておけば、任意後見監督人申請のタイミングをはかりやすく、適切な契約発効につながりやすい。
- ・しかしながら、契約締結後のホームの関わりは、ケースバイケースのようである。ホームが紹介した専門職団体を通じた契約の場合、後見人からホームに対して報告があがつたり、相談が寄せられることがあるが、多くの場合は後見人の資質による。医師との面談等に同席してくれている後見人（候補）もいるが、後見人からホームへの働きかけはほとんどないケースも少なくない。さらに、ホーム紹介ルート以外で入居者が独自に契約を結んだ場合には、ホームは契約締結の有無についてさえ状況把握が困難な状況にある。
- ・中には、専門職（組織）と業務提携しつつ、ホームが積極的に見守りに関与することで、契約発効までのきめ細やかな情報提供と安価な料金設定を可能にしている例も見受けられた。利用者からは、「月に1回程度の電話による紋切り型の安否確認よりも煩わしさがなく、情報の内容もきめ細やかで的確である」と好評であった。

[具体例]

Aホームでは、ホームが信頼できる専門職（組織）と業務提携し、入居者の選択肢の一つとして以下の方法を提示している。ホーム、入居者（委任者）、専門職（受任予定者）は、任意後見契約締結と一緒に、以下の関連契約を締結。

- ・情報提供契約：契約主体＝受任予定者と委任者
任意後見契約が発効するまでの間の健康状態や財産の変動などについて情報提供する
- ・情報提供に関する合意書：契約主体＝利用者（委任者）、受任者、ホーム

3 ホームのサービスと任意後見制度との関係

ホームが提供しているサービスと任意後見制度の代理権との関係を整理すると、

①ホームからのサービス提供がない部分（主に財産管理・相続等の部分）

【代理権目録：A・E・F・G等】

②ホームからのサービス提供がある部分（特に介護部分）【上記以外】

とに整理できる。

アンケート調査では、回答者の任意後見制度に対するニーズは、どちらかと言えば上記①関連の項目でより高かったと言える。しかしながら、ホーム入居者においても、②に関する項目について一定のニーズがみられた。

②の業務に対する任意後見人の立場や役割としては、入居者の判断能力低下がみられる場合に、ホームのサービスが本人の尊厳保持や意思の尊重のもとで適切に提供されているかどうか、本人に代わって（身元引受人等の利害がある人ではなく）チェックしていくという意味合いが強い。今回の回答は、こうしたこれまであまり顕在化していなかったニーズが明らかになったとも理解できる。

アンケート調査の自由回答からは、ホーム利用料に含まれているサービスと任意後見制度のサービスとがわかりにくいという回答が複数みられたことから、入居契約時あるいは制度利用に際して、明確な説明が求められる。

*参考として、以下に、任意後見人の代理権項目と、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」及び「介護サービス一覧表」に基づく有料老人ホームのサービス内容を示す。

参考 任意後見人の代理権項目と有料老人ホームのサービス内容の整理

任意後見人の代理権項目	有料老人ホームのサービス内容※
A 財産の権利・保存・処分等に関する事項	—
A1 <input type="checkbox"/> 甲の帰属する別紙財産目録記載の財産及び本契約締結後に甲に帰属する財産(預貯金[B1・B2]を除く)並びにその果実の管理・保存 A2 <input type="checkbox"/> 上記の財産(増加財産を含む。)の処分・変更 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸借契約の締結・変更・解除 <input type="checkbox"/> 担保権の設定契約の締結・変更・解除 <input type="checkbox"/> その他(別紙「財産の管理・保存・処分等目録」記載のとおり)	
B 金融機関との取引に関する事項	<p>原則は、入居者自身が行う。本人の判断能力が無い場合は、身元引受人の承諾を得ること、及び定期的報告等を行い実施する。</p> <p>※入居者の金銭、預金管理は入居者自身が行うことを原則とする。ただし、入居者本人が特に施設に依頼した場合、又は入居者本人が痴呆等により十分な判断の能力を有せぬ金銭等の適切な管理が行えない認められる場合であって、身元引受人等の承諾を得たときには、施設において入居者の金銭等を管理することもやむを得ない。</p> <p>この場合にあっては、依頼又は承諾を書面で確認するとともに、金銭等の具体的な管理方法、本人または身元引受人等の定期的報告を管理規定等で定めること。</p> <p style="text-align: right;">〔指導指針7. サービス (8) 金銭管理〕</p>
C 定期的な収入の受領及び費用の支払いに関する事項	<p>[備考]</p> <p>C2:「家賃・地代」「公共料金(水光熱費)」は、入居一時金や管理費等として、入居者から徴収しているホームが多い。</p>
D 生活に必要な送金及び物品の購入等に関する事項	<生活サービス>買い物代行(D2、D3)
D1 <input type="checkbox"/> 生活費の送金 D2 <input type="checkbox"/> 日用品の購入その他日常生活に関する取引 D3 <input type="checkbox"/> 日用品以外の生活に必要な機器・物品の購入	
E 相続に関する事項	—
E1 <input type="checkbox"/> 遺産分割又は相続の承認・放棄 E2 <input type="checkbox"/> 贈与もしくは遺贈拒絶又は負担付の贈与もしくは遺贈の受諾 E3 <input type="checkbox"/> 寄与分を求める申立て E4 <input type="checkbox"/> 遺留分減殺の請求	
F 保険に関する事項	—
F1 <input type="checkbox"/> 保険契約の締結・変更・解除 F2 <input type="checkbox"/> 保険金の受領	

任意後見人の代理権項目	有料老人ホームのサービス内容※
G 証書等の保管及び各種の手続きに関する事項 G1 <input type="checkbox"/> 次に掲げるものその他これらに準じるものとの保管及び事項処理に必要な範囲内の使用 <input type="checkbox"/> 登記済権利証 <input type="checkbox"/> 実印・銀行印・印鑑登録カード <input type="checkbox"/> その他(別紙「証書等の保管目録」の記載のとおり) G2 <input type="checkbox"/> 株券等の保護預り取引に関する事項 G3 <input type="checkbox"/> 登記の申請 G4 <input type="checkbox"/> 供託の申請 G5 <input type="checkbox"/> 住民票、戸籍謄本、登記事項証明書その他の行政機関の発行する証明書の請求 G6 <input type="checkbox"/> 税金の申告・納付	<生活サービス>役所手続き代行(G5)
H 介護契約その他に福祉サービス利用契約に関する事項 H1 <input type="checkbox"/> 介護契約(介護保険契約における介護サービスの利用契約、ヘルパー・家事援助者等の派遣契約を含む。)の締結・変更・解除及び費用の支払い H2 <input type="checkbox"/> 要介護認定の申請及び民定に関する承認又は異議申立て H3 <input type="checkbox"/> 介護契約以外の福祉サービスの利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払い H4 <input type="checkbox"/> 福祉関係施設への入所に関する契約(有料老人ホームの入居契約を含む。)の締結・変更・解除及び費用の支払い H5 <input type="checkbox"/> 福祉関係の措置(施設入所措置等を含む。)の申請及び決定に関する異議申立て	H1、H4 の契約に基づいた<介護サービス>の提供 [備考]H4 の契約変更について 一定の要介護状況になった入居者が、一般居室から介護居室若しくは提携ホームに住み替える契約の場合、入居者が一定の要介護状況になったことを理由として契約を解除する契約の場合、又は介護居室の入居者の心身の状況に著しい変化があり介護居室を変更する契約の場合にあっては、次ぎの手続きを含む一連の手続きを契約書又は管理規程上明らかにしておくこと。(略) (ア) 医師の意見を聞くこと。 (イ) 本人又は身元引受人等の同意を得ること。 (ウ) 一定の観察期間を設けること。 [指導指針 10. 契約内容等 (2) 契約内容]
I 住居に関する事項 I1 <input type="checkbox"/> 居住用不動産の購入 I2 <input type="checkbox"/> 居住用不動産の処分 I3 <input type="checkbox"/> 借地契約の締結・変更・解除 I4 <input type="checkbox"/> 借家契約の締結・変更・解除 I5 <input type="checkbox"/> 住居等の新築・増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除	— [備考] 入居時に「住宅サービス(又は、賃貸借契約)」についてホームと契約を行っているため、所有不動産がない入居者は、利用ニーズが低いと考えられる。 また、居住しているホームの I3~I5は、ホーム運営事業者が行う。
J 医療に関する事項 J1 <input type="checkbox"/> 医療契約の締結・変更及び契約及び費用の支払い J2 <input type="checkbox"/> 病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払い	— [備考] ホームは、医療や入院契約等は行わない。ただし、医療機関での治療が必要な場合には適切な治療が受けられるよう医療機関への連絡、紹介、受診手配、通院介助等の協力に努める。 [指導指針 7. サービス (3) 健康管理と治療への協力]
K A～J以外のその他の事項(別紙「その他の委任事項目録」記載の通り)	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認(緊急時含む) ・相談、助言 ・定期健康診断等の健康管理 ・食事提供(栄養管理、治療食対応等) ・居室清掃、リネン交換、日常の洗濯 ・レクリエーション ・理美容サービス
L 以下の各項目に関して生じる紛争の処理に関する事項 M 復代理・事務代行者に関する事項 N 以上の各事項に関する事項	—

※有料老人ホームのサービス内容は、「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」及び「介護サービス一覧表」に基づき作成。有料老人ホームのサービスは、各ホームにより異なる。

4 (社) 全国有料老人ホーム協会としての今後の取り組みについて

(1) 任意後見制度利用促進に向けた協会への期待

アンケート調査からみると、任意後見制度利用促進に向けたホーム入居者等の協会への期待は、大きく以下の4点に整理された。この結果は、平成20年度にホーム管理者に対して協会が行った調査結果とほぼ同様の傾向を示しており、ホーム管理者、入居者（予備層）とともに、成年後見制度（今回調査では任意後見制度）の利用促進に向けて、協会の果たす役割への期待が大きいことが明らかとなった。

下記①については、既に協会でも取り組んでいる事項であり、これまでの機能の延長として、今後強化していくことが期待される。②～④については、いずれも他の職能団体とのコラボレーションが前提となるが、特に④については、協会として独自に任意後見制度の利用促進に向けた「支援センター」機能を有するもので、協会としてはこれまでにない機能を付加した新たな取り組みと言える。ホーム管理者、入居者等の両調査からの根強い期待がみられたことから、ここでは、協会として独自に支援センター機能を立ち上げる場合の可能性や条件について検討することとする。

～アンケートで示された有料老人ホーム協会への期待（ホーム入居者、友の会会員）～

①ホーム／入居者に対する周知・啓発活動の一層の促進

- ・「輝き」等を活用した啓発
- ・各地域でのセミナー、出前講座等の開催
- ・制度紹介や活用事例集、Q&Aの作成等

②利用意向者／利用者に対する相談支援体制の強化

- ・制度に関する認知度や人員体制にはホーム差があることが想定されることから、協会独自に「相談支援ホットライン」を設置。ただし、弁護士や社会福祉士等の専門家との連携が必要か？

③利用促進に向けて、協会と専門職団体とが共同して「有料老人ホーム版」を開発する。

- ・任意後見制度利用促進に向けて、協会と専門職団体とで「有料老人ホーム仕様」等を開発し、報酬基準の標準化や可視化を図る。例えば、協会と専門職団体との間で「有料老人ホーム仕様」等の協定を結び、安心かつリーズナブルに実施できるような仕組みを検討する。
- ・任意後見制度の制度的課題等を視野にいれ、任意後見制度以外の手法を開発・普及を図る。例えば、身上監護以外の分野に関する福祉型信託の活用検討など。

④協会独自に「(仮称) 任意後見支援センター」の機能をもつ。

- ・今回調査でも、任意後見人とのマッチング、任意後見人の業務監督の強化（監督人選任前の）委任契約遂行時の業務チェック含む）、信頼できる後見人の育成等について期待が寄せられており、こうした機能について、協会として独自に担う方法も考えられる。

(2) 「(仮称) 任意後見支援センター」設置の可能性に関する検討

① 「(仮称) 任意後見支援センター」(以下「センター」と呼ぶ) の機能イメージ

想定したセンターの主な機能及び事業の概要は次のとおりである。(下記イメージ図参照)

ア 任意後見人活動を希望する任意後見人候補者の登録機能

有料老人ホーム及び協会関係者で、任意後見人として活動することを希望する人を任意後見人候補者として登録してもらう。登録に際しては、一定の要件を設ける。

なお、任意後見人候補には、ホーム、協会関係者に加え、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等の専門職団体からの登録も受け付ける。

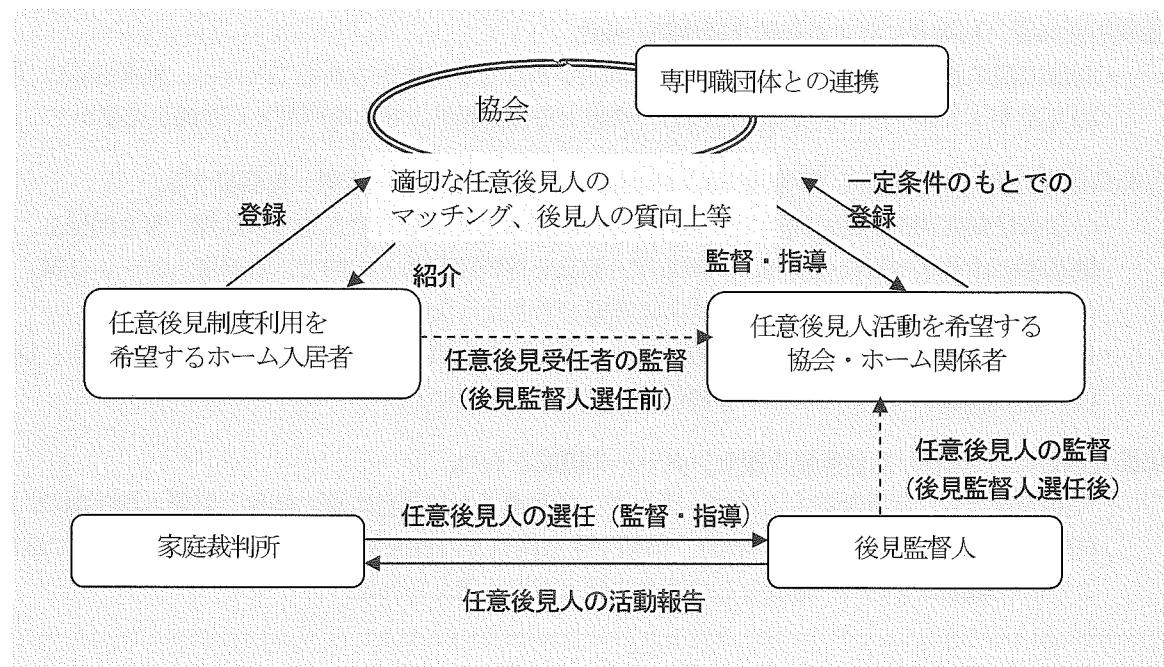
イ 制度利用を希望するホーム入居者の登録機能

任意後見制度の利用を希望するホーム入居者に登録してもらう。その際、制度について充分に理解した上で登録できるよう、個別の啓発・相談等の活動をあわせて行う。

ウ 利用希望者に対して、適切な任意後見人を紹介する機能

制度の利用を希望するホーム入居者と、任意後見人候補とのマッチングを行う。その際、一定の地域のなかでのマッチングを想定する。

図 センター事業のイメージ



※点線は、任意後見契約発効の前後により任意後見監人（受任者）の監督者が異なる部分

エ 任意後見契約締結時及び締結後の利用者に対する相談支援、苦情対応機能

任意後見契約締結に際して、あるいは契約締結後に生じる相談や苦情に対して、相談員が対応し、解決を図る。

オ 任意後見人（候補者）の活動上のバックアップ（相談支援）及び指導、監督機能

任意後見人（候補者）の活動に対しての相談支援、助言・指導を行う。ここで、センターの相談支援、助言・指導が入ることで、任意後見人候補者（受任者）に対して、複数の監督機能が機能することになる。

カ 登録した任意後見人候補者の資質向上に向けた人材養成機能

任意後見人候補者として登録した人に対して、必要な養成・育成のための研修研鑽機会を設ける（例えば、初任時研修、定期的なフォローアップ研修など階層別に）。

上記内容を具体化するひとつの考え方として、「任意後見制度を取り入れた入居者の権利擁護の方法（案）」を参考として掲載するので、参照いただきたい（115 頁）。

②実現に向けた今後の検討課題

センター構想実現に向けては、今後以下の点についてさらに精査した上で、実現可能性を検討していく必要がある。

ア 法・制度の諸側面からみた整理

- ・協会は、その役割として事業者支援の側面と入居者支援の側面双方を有しており、広い意味での利益相反の関係を回避するためには、どのような設計を担保しておく必要があるか。

イ 事業として成り立していくためにクリアすべき主な要件

○潜在的な利用層の見込みと利用の顕在化に向けた働きかけを強化する

- ・今回調査から類推すると、自立度の高い方の約2割が潜在的利用者層と考えられる（顕在化している利用者層は約1割）。これら潜在的な利用者層の制度についての理解を深めるとともに、ホームのサービスと任意後見制度の関係、利用のメリット等について充分な理解を図る必要がある。

参考 インタビュー調査でホーム関係者から寄せられた意見

・ホーム入居者の制度利用の場合主に財産管理を中心とする業務が想定されることから、ホーム社会福祉士単独での受任は適切ではないし、それら社会福祉士を束ねる形で協会が単独で実施することについては賛成しかねる。法律職との連携体制を必須として検討すべき。

・想定される受任者として、現役世代のホーム関係者は難しいのではないか（報酬設定が現役世代にとっては低すぎる、ホームによってケアの風土が異なるので他ホーム入居者の後見人になることは想定しにくい等）。ただし、一定の役職以上のOBであれば活用可能性はあるのではないか。

・実施にあたっては、地域ごとのかなりきめ細やかなマッチング体制が必要になるので、その事務局をどこがどのように担うのか、という現実的な問題がある。

○利用者からみた制度の信頼感と利用のメリット感を高める

- ・今回調査では、利用者の任意後見人の希望依頼先としては、専門職（より法律職にシフト）及び親族への期待が高い。ただ、依頼に際して重視することとしては、「自分のことをよく知ってくれていること」が第一にあげられており、単に「専門職を紹介する」というだけでは、利用の実績や満足度は高まらない可能性がある。
- ・アンケート自由回答からは、利用に際しての料金算定の基準のなさが、利用の負担感や比較の困難さにつながっているという指摘も多く、一定程度のサービスに対する費用の基準等の可視化も重要なになってくる。

○任意後見人として活動するホーム・協会関係者の見込み

- ・今回調査では、明らかになっていないが、任意後見人（候補）となるホーム・協会関係者として、どのような人をどの程度見込めるのかを明確にしていく必要がある。
- ・また、介護サービス面での任意後見人を受任する場合、ある種ホームのサービスチェックのような機能を果たすことになることから、現役のホーム職員の参入は現実的には簡単ではないと思われる。ホーム・協会OB職員等の活用を視野に入れた取り組みが必要となろう。

○協会としての立ち上げ・運転のための体制・費用の検討

センターの立ち上げ・運営に関わって、協会として整備すべき体制やコスト（財源）の試算が不可欠であり、特に以下のような点についての検討が必須となる。

- ・利用者にとって利用しやすい利用料の設定と以下の点を踏まえたコスト試算
- ・職員体制（相談、コーディネートにあたる専任職員の配置の必要）
- ・センター本部機能とともに、一定のエリアのなかでマッチングしていくための各エリア内のネットワークを構築していく必要があり、具体的に、どのようなネットワークを構築していくか。
- ・ニーズ調査では、法律面での専門家への期待がより高かつたことから、任意後見人（候補者）の登録や相談支援に関わっても、弁護士等法律職との連携が必須となる。この点について、専門職団体、機関等と具体的にどのような連携体制をとっていくか（一定程度協会の体制に入れ込むのか、あるいは職能団体を通じた紹介という形でいくのか等）対象を想定した具体的な検討が必須となる。
- ・上記と同様に、人材育成面においても、有料老人ホーム固有のカリキュラム開発とともに、既存専門団体・機関との連携も不可欠である。

【参考】

平成20年9月12日作成
平成20年9月16日修正
平成20年9月26日修正
平成20年11月6日一部修正

任意後見制度を取り入れた入居者の権利擁護の方法(案)

1. 制度策定の背景

- (1) 身元引受人が立てられない入居者が増加している。
- (2) 成年後見制度を利用するには多額の費用が掛かる。
- (3) 身近に、信頼して任意後見人を委任できる人がいない。
- (4) 協会が入居者の要望に沿って法人として任意後見受任者となることができないか?(否との事例がある。)
- (5) 協会(法人)が任意後見受任者となることができないとすれば、協会が任意後見受任者を責任を持って推薦する仕組みができるか?

2. 想定する任意後見スキームの概略

- (1) 協会は、協会内に苦情処理委員会のような公平性、透明性を担保する第三者性の強い常設機関として「有料老人ホーム入居者任意後見支援センター」(以下、「支援センター」と呼ぶ)を立ち上げる。
- (2) 協会は、支援センターに支援センター運営委員会を設置し、受任者選考等のための委員数名を協会理事の中から任命する。
- (3) 支援センター内に、常時、受任者候補者として専門家担当者複数名及び協会会員 OB 担当者複数名を置く。
- (4) 受任候補の専門家は、原則、繁忙な業務から開放され、又は、現役を退いた弁護士、公認会計士、司法書士等とする。
- (5) 支援センターは、協会加盟ホームの運営経験を有する、原則、現役を離れた施設長、生活相談員、看護師、社会福祉士、介護福祉士等で、任意後見制度に関心を持つ者から希望を募り、その希望者の中から、運営委員会が人格、信念、社会奉仕の心、経験等を判断基準として、受任者候補複数名を選任する。
- (6) 支援センターは、専門家にアプローチして協会が行う任意後見スキームに賛同する専門家複数名を支援センター本部に登録する。
- (7) 会員 OB 担当者は、地域別に、当面は、関東地区登録台帳と関西地区登録台帳に分けて支援センター本部に登録する。
- (8) 入居者又はホームが、任意後見人の選任を申請する場合は、支援センター本部に任意後見選任申請書を提出する。
- (9) 入居者またはホームからの当該申請に基づき、支援センターは受任者候補登録台帳の中から、

専門家担当者1人及び会員OB担当者1人を任意後見共同受任者として推薦する。

(10) 共同受任の場合は、任意後見契約における「共同受任の場合の特則」を定め、共同受任者はこの定めに従う。

(11) 任意後見契約は、入居者と共同受任者との間で締結して公正証書とする。

甲(委任者) ○〇〇〇署名 印

乙(共同受任者) ○〇〇〇署名 印

(同) ○〇〇〇署名 印

契約立会人 受任者推薦人 支援センター 印

(12) 任意後見契約の受任業務において、財産管理に関する事項は専門家担当者の主務とし、身上監護に関する事項は会員OB担当者の主務として、「共同受任の場合の特則」に明記する。

(13) 任意後見契約とは別に「財産管理等に関する委任契約書」(以下、財産管理契約という。)を締結する場合は、原則として、入居者と専門家担当者との間で締結する。ただし、会員OB担当者は、専門家担当者の補助者として、契約執行に協力することができる。

甲(委任者) ○〇〇〇署名 印

乙(受任者) ○〇〇〇署名 印

契約立会人 委任業務執行補助者 ○〇〇〇署名 印

同 受任者推薦人 支援センター 印

(14) 財産管理の受任業務には、受任者の入居者の金銭債務に係わる保証又は連帯保証は含まない。

(15) 任意後見共同受任者は、委任者に対して共同して責任を持つ。

(16) 支援センターは、任意後見契約公正証書及び財産管理契約において契約立会人として押印する。

(17) 支援センターは、委任契約上、財産管理受任者及び任意後見受任者の業務執行について管理監督する。

(18) 財産管理受任者又は任意後見受任者の業務執行に関し何らかの支障が生じ、当該受任者が退任又は辞任せざるを得ない事情が生じた場合、又は、委任者から交替の申し入れがあった場合は、支援センターは速やかに代替の受任者を選任して、入居者に推薦する。

(19) 新受任者による任意後見契約は、新任の受任者が公証役場に出頭して、公正証書とする。

(20) 任意後見契約及び財産管理契約は、国又は東京弁護士会等の標準委任契約に準じて協会が作成する協会様式に基づき作成する。

(21) 共同受任による任意後見契約においては、財産に関する法律行為と身上監護に関する法律行為を明確に区分する。

(22) 死後の事務処理については、別の委任契約書を作成して任意後見契約公正証書の末尾に付記する。

(23) 上記を含む支援センターの設置運営に関しては、「有料老人ホーム入居者任意後見支援センター設置運営規則」を作成して運営管理する。

3. 専門家担当者の登録、報酬等

(1) 専門家担当者は、常時少なくとも1名以上複数名支援センター本部に登録されているものとする。

(2) 専門家担当者は、特段の事情が無い限り、支援センターの要請に基づき、常時若干名の受任者となるものとする。

(3) 専門家担当者の報酬は、受任の有無に係わらず、一ヶ月当たり〇万円(例:三万円)とし、支援センターに登録された日から協会から受取る。協会は当該報酬を委任者に求償しないものとする。

(4) 専門家担当者は、別途に、任意後見契約又は財産管理契約の受任者となった日から、委任者から、

一ヶ月当りの報酬として毎月五千円を受領する。

- (5) 任意後見又は財産管理に係わる調査費用、公正証書作成費用等その他の費用は、委任者の負担として、任意後見契約または財産管理契約に明記する。
- (6) 支援センターへの交通費は、実費とし、協会が支弁する。
- (7) 委任者が居住するホーム等への出張等の場合の交通費等は、協会役員の出張規程を適用して委任者に請求する。

4. 協会会員 OB 担当者の登録、研修、報酬等

- (1) 会員 OB 担当者は、支援センター本部において、とりあえず、関東、関西の2地域に分けて登録するが、将来財産管理業務又は任意後見業務が地方の各地域に拡大する場合は、状況に応じ、順次登録地域を拡大する。
- (2) 会員 OB 担当者の年齢は、原則60歳台前半とし、最高70歳までとする。
- (3) 会員 OB 担当者は、登録前に協会が行う任意後見に関する研修を履修して、任意後見人研修終了証を保持するものとする。
- (4) 任意後見人の研修期間及び研修内容等については、協会内規で別に定める。
- (5) 研修終了証を保持する会員 OB 担当候補者の中から経験、人格等の優秀者を選抜して、受任者候補として支援センターの地域別登録名簿に登録する。
- (6) 会員 OB 担当者は、特段に事情が無い限り、支援センターの要請に基づき、常時複数名の入居者から受任するものとする。
- (7) 受任した会員 OB 担当者の報酬は、受任者として就任した日から委任者から受取る。
- (8) 会員 OB 担当者の財産管理契約又は任意後見契約の報酬額は、1件につき月当り五千円とする。
- (9) 任意後見又は財産管理に係わる調査費用、公正証書作成費用等その他の費用は、委任者の負担とし、任意後見契約又は財産管理契約に明記する。
- (10) 支援センターへの交通費は、実費とし協会が支払う。
- (11) 委任者のホーム等への出張の場合は、協会職員の出張規程を適用して交通費等を委任者から受領する。

5. 支援センター運営委員会、運営費及び財政基盤等

- (1) 同運営委員会は、支援センターに少なくとも専門家担当者1人以上及び会員 OB 担当者複数名を常時登録し確保しなければならない。
- (2) 運営委員会は、受任者の財産管理契約又は任意後見契約の業務執行について管理監督する。
- (3) 運営委員会は、協会が別途定める支援センター設置運営規則の支援センター運営委員会に関する規定に基づき、支援センターを運営する。
- (4) 運営委員会は、専門家担当者及び会員 OB 担当者の受任者選任又は解任を行う他、委任者の苦情処理及び受任者の管理監督業務を行う。
- (5) 支援センターの運営に係る費用は、協会の毎会計年度において年度予算に計上する。
- (6) 専門家担当者に対する定額報酬、専門家担当者及び会員 OB 担当者の支援センターへの交通費は支援センター運営費に含むものとする。
- (7) 支援センター事業は、入居者保護の一環としての事業として、入居者基金事業とする。
- (8) 会計区分は、入居者基金特別会計とする。
- (9) 新公益認定法人会計において認められる「寄付」として委任者からの寄付を受け付け、その全部又は一部を支援センター運営の原資とすることができるか検討する。

(10) 支援センター事業が、入居者保護の観点から、又は、高齢者虐待防止法第28条で定める国又は地方自治体の助成事業の一環と考えられることから、厚生労働省老健局振興課に当該年度の支援センター運営費を助成事業として申請することを検討する。

(11) 上記の各項の事項を含む全ての支援センターの設置運営に関する事項については、支援センター設置運営規則に従う。

5. 入居者・委任者の契約締結及び報酬等の支払い義務等

- (1) 入居者は、協会が推薦した専門家担当者及び会員OB担当者と任意後見契約を締結する。
- (2) 入居者は、協会が推薦した専門家担当者と、必要に応じ、財産管理契約を締結する。この場合、必要に応じ、会員OB担当者は、専門家担当者の補助者として契約に押印する。
- (3) 委任契約の締結時に、入居者は任意後見契約等の執行において必要な費用を算出し、契約に明記する。(例:死後の事務処理に要する費用等を含めて算出する。)
- (4) 委任契約の締結及び執行に関して発生する費用は、民法等法律の定めるところにより、委任者の負担とする。
- (5) 委任者は、財産管理契約又は任意後見契約において、受任者に、1人当たり五千円づつの委託報酬及び委任業務の執行において発生する交通費等を負担することを明記する。
- (6) 委任者は、受任者を変更したいときは、支援センターに連絡して、何時でも受任者の変更を求めることができる。
- (7) 入居者は、公証人役場において、任意後見契約を公正証書とする。
- (8) 財産管理契約及び任意後見契約は、添付資料1、2、3の様式に従って作成する。

6. 受任者の報告等

- (1) 受任者は、財産管理契約又は任意後見契約の執行について、本人又はその家族への適宜の報告義務の他、支援センターに対して、定期的及び必要に応じて報告する。
- (2) 支援センターは、委任者又はその家族からの連絡、又は、受任者から報告を受け、受任者に対して、必要に応じ、適宜適切な助言又は協力をを行う。

7. 財産管理契約又は任意後見契約の終了

- (1) 委任者は、財産管理契約について、又は、任意後見契約については任意後見監督人の選任前において、いつでも受任者の解任又は変更を支援センターに申し入れることができる。
- (2) 委任者は、任意後見監督人の選任後は、家庭裁判所に任意後見人の解任を請求することができる。
- (3) 受任者は、いつでも支援センターに辞任の申し入れをすることができる。ただし、任意後見監督人の選任後は、任意後見人の辞任は家庭裁判所に申し入れなければならない。
- (4) 支援センターは、受任者が任意後見業務を今後継続する意思がないことを表明した場合は、受任者の辞任の申し入れを以って、当該受任者の支援センター本部の登録を抹消する。
- (5) 支援センターは、委任者からの連絡又は苦情、又は、受任者の業務執行報告等から、受任者が当該委任業務に不適切であると判断した場合は、その旨、委任者及び受任者双方に説明して受任者を解任するか又は当該人の辞任を求めることができる。
- (6) 支援センター運営委員会は、受任者の辞任又は解任の場合、当該受任者の支援センター登録を継続するか又は抹消するかの判断を行う。
- (7) 受任者の辞任又は解任後、受任者の後任を必要とする場合は、支援センターは直ちに後任者の選任を行う。

(8) 後任者は、委任者の同意を得た上、受託業務を継続する。受任者の交替が、従来の委任契約の解約となり新規に委任契約を締結することとなるかどうかの判断は原則として委任者の判断に従う。

8. 準拠法等

財産管理契約又は任意後見契約に関するその他の事項に関しては、民法及び任意後見に関する法律の定めるところによる。

9. 上記の財産管理契約スキーム及び任意後見スキームが有効に機能するための両委任契約、代理権目録、有料老人ホーム入居者任意後見支援センター設置運営規則等の策定

協会は、上記スキームが有効に機能するために、次の契約様式及び支援センター設置運営規則等を定める：

- (1) 財産管理等に関する委任契約書案(東京弁護士会中山弁護士案を参考とした)
- (2) 任意後見契約案(同上)
- (3) 共同受任の場合の特則案(同上)
- (4) 代理権目録案(同上)
- (5) 「有料老人ホーム入居者任意後見支援センター」設置運営規則の内容：
(以下のものを含む)
 - (ア) 設置の目的
 - (イ) 趣旨
 - (ウ) 組織
 - (エ) 支援センター運営委員会の設置等の運営方法
 - (オ) 支援センター、委任契約者の権利義務
 - (カ) 委任者の範囲
 - (キ) 受任者の種類
 - (ク) 共同受任者の特則
 - (ケ) 受任候補者の選考基準
 - (コ) 登録方法
 - (サ) 会員OB受任候補者の研修方法
 - (シ) 受任者の辞任、委任者の解任に伴う後任受任者選任の方法
 - (ス) 受任者の報酬等
 - (セ) 支援センターの運営維持管理費
 - (ソ) 運営原資の調達
 - (タ) 会計の区分
 - (チ) 入居者基金業務方法書の規定との関連
 - (ツ) 定款の協会業務との関連
 - (テ) その他

卷末資料 1

成年後見制度の周知や利用促進について期待すること <ホーム入居者の回答>

<ホーム入居者>

制度利用意向

●成年後見制度の利用促進について	
広報活動や制度利用者の実例紹介	
お頼いして良かったと思っている。大いに利用促進にアピールしてほしいと思います。例えばホーム等に説明会、不安な方の相談会等いかがでしょうか。	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
これだけ多く煩雑な代理委任条項があつては、任意後見制度の利用が最良と考えますが、私自身もこの制度を認識していなかったので、安易に身内を身元引受人としましたが、契約時点でのこの制度の強みを十分に説明して頂いていたら、最初から制度を利用していたと思います。この制度が施設入居者にとって大変重要なことであることを、営業に携わる者は強く認識した上でアピールに傾注して頂きたいです。	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
高齢者が増えてゆく状況で後見人制度の必要が多くなると思う。意思のはつきりしている時、任意後見人制度について学ぶことが大切。心では思いつつ実行がつい遅くなる、このような調査を機に一步前進したいと感じた。	今のうちに利用について検討したい
介護付老人ホームに住んでいる80代の夫婦です。保証人になってくれた甥夫婦が今のところ親身に気をつかってくれますが将来はやはり不安です。後見制度は知つていましたが、参考資料を拝見して初めて知りました。この長寿社会、早くからの啓蒙が必要だと思います。	今のうちに利用について検討したい
分かり易い説明が必要。具体的な事例を示し、解説すればより説得力が増す。	時期はわからないがいずれ必要になつたら
地方自治体が制度に対する対応と、任意後見人の教育と紹介をして欲しい。	時期はわからないがいずれ必要になつたら
介護保険のサービス範囲、ホームの横出しサービス以外が何であるか中々明確に理解できない。従つて、細部に亘つての成年後見への依頼事項が分からぬ(不明確)。	時期はわからないがいずれ必要になつたら
この制度の利用者や利用者の身近な方の意見が聞こえて着ませんので、周知して欲しい。自分は大丈夫との思いがあること、複数の子供との関係に気を配ることが大切との思いが強く、制度の+(プラス)の面のPRが大切とおもわれます。	時期はわからないがいずれ必要になつたら
1.制度の周知・徹底をはかるため、誰でも見易い情報などの発行。 2.後見人資格者の氏名・住所・所属の周知。	利用する必要はないと思う
成年後見制度について、先ずホームに来て下さってよく理解できるように説明して頂きたいと思います。いろんな質問にも答えて頂きたいです。	利用する必要はないと思う
後見制度については必要なことだとは思いますが自分はまだ、将来くるべき認知症などについて実感が伴いません。ただ当ホームは職員が多忙すぎて1人1人の入居者の相談相手になって親身に考えててくれる体制ができておりません。また個人情報がもれる恐れもありそうです。全くの他人に後見人になって貰うのもためらいがあり、さらに料金が必要で月1~2度の面会では親身になつてお話をお互いでできるのでしょうか。分かり辛い制度です。現状(利用している人達)を知りたいと思います。	わからない／何ともいえない
利用にかかる費用や経済的負担の軽減について	
経済的負担の軽減。	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
契約しても何も必要ない健康な期間の後見人の報酬は何も不用なので年間1万円程度でよいのではないか。対応発生後は月に支払う必要があると思う。	今のうちに利用について検討したい
判断力が低下しても、後見人の判断を頼む(回数は)場合は少ないと思うので、月々の費用ではなく1つの仕事についての費用の方が分かり易い。	家族・親族が支援できなくなつたら考える
知人から聞きましたが、この制度を利用すると毎月相当額の費用を必要とし年金内では大変のこと。なるべく今の入居の職員に頼みギリギリのところで利用してもいいかと考えている(身元引取人が遠方なので)	家族・親族が支援できなくなつたら考える
現在、入居中のホームの生活サービスで入居時の契約により大部分カバーされてしまうべきだと思う。現在、介護費用等の一時金というのも約400万円支払い、毎月2万2千円ずつ償却されているが、介護予防サービス等十分ではない。成年後見制度にこれ以上費用の支払いを負担できません。	家族・親族が支援できなくなつたら考える

制度利用意向	
利用する費用は安い方がいいに決まっている。しかし現実はそれを許さない。難しいところである。ホームに入所していると、ある程度それらのサービスを受けているので、今のところ任意後見制度利用は考えていない。しかし必要だとは思う。知人親族のない方が多くいるし、またこれから出てくるであろうから。	家族・親族が支援できなくなったら考える
監督人への報酬は本人の資産・収入に対応させてよい。特に後見監督人の選任は厳格な基準で行いたい。	時期はわからないがいずれ必要になったら
任意後見人に対しての適正な報酬が分からず。 制度を利用しても頻繁にサービスを利用する場合とそうでない場合、サービス内容によっても報酬に差があるのではないかと思います。今後の新入居者に対して始めから後見制度を利用する場合と、従来通りの身元引受人との2通りあっても良いのではないかと思います。(十分考える時間と費用の負担などあれこれ考えると入居決定が長引いてしまうこともあるのではないかと思います。)	時期はわからないがいずれ必要になったら
いろいろのサービスを頼むには相当の費用がかかるなあと思いましたが、サービスが多くなればある程費用が多くなるのは当然と思います。	利用する必要はないと思う
「任意後見人制度」については、弱者保護の観点から「任意後見人」の仕事内容報酬等が適切であるかどうか、協会・行政で監督する仕組みが是非必要です。	利用する必要はないと思う
信頼できる「後見人」の育成	
利用するとすれば全面的に信頼できる人が必要ですので、しっかりとした養成・教育機関の充実とある程度は選べる事も必要かと思います。	今のうちに利用について検討したい
大変良い制度だと思いますが、すぐ悪用する方法を考える人が出世の中ですので、十分に検討して頂き責任の持てる後見人を養成して頂きたいと思います。	家族・親族が支援できなくなったら考える
今まで、記してあつた仕事をこなすとなると片手間ではできない仕事と感じます。1つの専門職としての地位の確立と教育を必要とするのではないでしょうか。	家族・親族が支援できなくなったら考える
現在のところ安心して利用できる状況にはなっていないと思います。将来必要になると思いますが「信頼できる人」がいるかどうかが必要です。 問9④⑥回答の通りこれから制度の充実を図って頂きたい。	家族・親族が支援できなくなったら考える
監督の強化やチェック体制づくり	
入居者の成年後見人の利用状況を確認し定期的な利用内容を監査できるような法的機関の創造が必要と考える。	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
親族があれば、別に制度を利用したいと思わないが、親族がいないので、仕方なく契約したが、自分のことを全く知らない他人に全てを任せる不安は大きいと思う。指名された人は、利用者が能力低下の情報を得るまで何もせず年1~2回の電話のみにて健康状態を確かめればそれで任を全うしたことになるのか。死後のこととして、どのように処理されたのか本人の意志に近い結果が出来たのか確かめる法がない。不合理なことと思う。対策は無いのか?	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
後見人が確実に委任者の望んでいる(望んだ)事を実行しているかどうかを第三者がチェックする体制を今よりもっと強化する。	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
・大いに関心を持っていますが時々不祥事を耳にしますので大変不安です。 ・もっと監督官庁が介入して老人が泣きを見ないよう切望致します。	今のうちに利用について検討したい
後見人が行っている内容を充分チェックできる監督検査機関を設けるべきだと思います。	家族・親族が支援できなくなったら考える
・最近、後見人が依頼者の財産を不正横領等の事件が新聞報道されています。そのような時、専門職団体の上部組織が被害者の保障をする仕組みを作つて下されば安心ですが…。 ・信頼できる後見人の養成や育成を期待します。	家族・親族が支援できなくなったら考える
法人としての後見制度が増えて欲しい。また外部のチェックする機関も多数設けてもらいたい。	時期はわからないがいずれ必要になったら
「後見人」の選任や対象について	
ある程度のサービス・介護はホームと重複するので任意後見人には、身近なサービスは期待していない。正当で常識的な判断で本人の希望した件の処置をまつとうして頂きたい。	今のうちに利用について検討したい
現在、入居している施設長・職員の方がこのアンケートに〇印を記した全ての業務を担つて下さつて頂きたいと願っています。そのために入居したのですから…。	家族・親族が支援できなくなったら考える
・子供がいても遠くに住んでいるので、出来るものと出来ないものがあるので、後見人制度があればとても助かります。将来は是非お願ひしたいです。	家族・親族が支援できなくなったら考える

<ホーム入居者>

	制度利用意向
ホームに入居している私達にはホームが身近な相談窓口になつてもらうよう期待しますので、ホームの中に任意後見人の担当できる人員の養成・育成を切望します。また、後見人による被害を被る件も考えられるので、監督と補助確立して欲しいと思います。	時期はわからないがいずれ必要になったら
銀行や昔の代書屋さんの商売としての後見人制度は、いざという時に役立たない。(自分の労業上の都合で動くから。) 民生委員や保護士の様に、身近にいて様子をよく知っている人でなければならない。従ってホームで、後見人の簡単な資格を持てるような人を、育成する仕組みを作つてほしい。	時期はわからないがいずれ必要になったら
入居のことについて、1番分かっているのはホームの職員である思うので、ホームの職員も成年後見制度の対象にして欲しい。入院してつくづく思った。	時期はわからないがいずれ必要になったら
入居者は1人になって病気を患つても生活できる様に、介護事業所のある有料老人ホームに入ったのです。人生の終末が近づいて心配になる事は、遺産の処理ですが、それには遺言書を作成しておくことです。入居者が遺言書を書くのを指導するに相応しい相談員をホーム毎に置くことを義務付けたらよいと思います。後見人を外注するのではなく、日常入居者と接する老人ホーム自体がやる制度にすることが望ましいです。	利用する必要はないと思う

制度改正・改善

①後見監督人選任申請時期の決め方についての基準を定めてもらいたい。 ②報酬を明確にするとともに、金額は月2万円程度とする様関係先に働きかけてもらいたい。 ③現行法では症状が回復した場合、解約～再契約しかなく、費用・手続きに問題がある。“一時停止”的なことができる様、法改正を申し入れてもらいたい。	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
新聞などで、後見人が私的に金銭を利用して依頼した人に大きな損害を与える、政府の制度とは言い難く、何の責任も取らないと聞いている。ホームや協会、政府等の強い制度がなければ、安心して依頼できない気がしている。	家族・親族が支援できなくなったら考える
最近の親族縁者であるがための痛ましい事件等を聞くにつれ、終末期実質的に世話をするホーム及び監査する機関等(行政)にて、然るべき費用を定め、遺言執行、後見までできないか?(生前契約)日常をよく知る人達であるし…。	わからない／何ともいえない
任意後見人が親族の場合(子供など)、その後見人になる者への責任や義務等の教育の必要性がある。	わからない／何ともいえない
あってはならないが、後見人の不信による使用に対する補償がないので、心配である。責任の所在が不明確。	その他
①後見人の不正な行為の防止方法がない。 ②不正行為による被害に補償がない。 ③不正な行為に対して、弁護士、司法書士等の後見人を推薦した団体は補償に責任を持たず、発見した時解任するだけである。 以上の状況では、後見人制度は未完成で、不正な行為を規制できない。「危ない制度」と言わざるを得ない。	その他
公的な機関がこの制度を運用すべきと思います。	不明

後見人の紹介等の仲介業務

適当な後見人の候補者が具体的にあれば、仕事の内容や報酬について、お話を聞きたい。	今のうちに利用について検討したい
後見人となる方への信頼できるかどうかの見極め。肩書きは立派でもきちんとした仕事が出来るのか?やはり1番は信頼。信頼に尽きると思います。 頼んだ方の財産に手をつけない。そのためには協会で何人かの後見人をお世話できるとか、行政でお世話できる人を紹介するとか監督する仕組みは協会と行政共に必要だと思います。	時期はわからないがいずれ必要になったら
1.本当に信頼できる人を見つけるのは難しい。複数の人に頼めると良いと思う。 2.“6.「任意後見人」の仕事を確認したり、監督する仕組みづくりの強化”を強く希望します。	時期はわからないがいずれ必要になったら
具体的に選任の方法、候補者の紹介等の相談機関の常設を望む。	時期はわからないがいずれ必要になったら

利用における相談窓口の充実

1.気軽に相談できる窓口の充実	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
現在、入居している施設にも任意後見制度に関する事項の質問や、相談を受け入れてくれて指示したり、助言したりしてくれる職員(窓口)があれば心強い。	家族・親族が支援できなくなったら考える

<ホーム入居者>

	制度利用意向
現在、健康ですがどの段階で利用したら良いのか。また、任意後見開始までの年数が分かりませんので、70歳でもしたほうが良いのか？夫婦で健康の場合、それぞれ別にするのか？	時期はわからないがいずれ必要になったら
今までに、この様な制度についての詳しい説明もなかったので、初めて制度、及び仕組み等について知りもっと良く勉強しなければならない必要性を感じました。今後、この様な件に関しては色々と疑問も増えて来ると思いますが、いつどの様にして、どこに質問をして良いか等の説明をわかりやすくして頂きたいと思います。よろしくお願ひ致します。	時期はわからないがいずれ必要になったら
子供がいるので、現在特に必要な感じないが、私どもの判断能力が衰えた時、子供たちが相談できる行政の窓口をはつきり分かるようにしてほしいと思う。	わからない／何ともいえない
手続きの簡素化等	
核家族化・社会のありようの変化により、制度の必要性は高くなると思うが、現状は手続きの煩雑さや費用の高額さ等利用しにくさがある。もう少し手軽に利用できるような仕組みづくりが必要と思う。	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
書類がもっと簡単に作成されると、利用者も大変がらずに利用できるのではないか	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
・手続きがとても大変みたいで気が重い。 ・チェック機能を手厚くしてホーム内でできる様なシステムはどうか。	家族・親族が支援できなくなったら考える
利用手続きの簡素化をして欲しい。例えば、公正証書制をやめ、標準的な後見契約を法制化し、それに特約事項を追記できるようにして、これを家裁が認定するなど。	時期はわからないがいずれ必要になったら
その他	
ホームのサービスに含まれている所もあるようですが、利用する者の状態や必要とする要件も把握されていると思うので、入居者に積極的に説明したり、相談したり、してもらえると良いと思う。ホーム側からは、こういうことを後見人してもらい、こういうことはホームの方が出来ると良いといったこともあると思うので。とにかく、利用者には、ホームで出来ないことのみ依頼できれば良いように思います。	今のうちに利用について検討したい
老人ホーム入居者への情報発信。老人ホームが適正に仕事をしているかの監督。	今のうちに利用について検討したい
現状、お世話になっている施設と任意後見人との連携プレーの充実に向けた体制づくりの強化をお願いしたい。	家族・親族が支援できなくなったら考える
制度の申請時には出来る限り早く認可して欲しい。	時期はわからないがいずれ必要になったら

●ホームや協会への期待

後見人の紹介や簡素的な利用システムづくり	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
有料老人ホーム協会内に責任を持って、後見制度の利用者に対応する部署を作るか、あるいは、信頼できる法人と連携して、制度利用のための仲介をして貰えるとよいと思う。	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
日頃、新聞・雑誌・市広報等を見てはいますが(切り抜きも)、どれを見てもわかり易くて具体的な内容ではなく、断片的でますます内容の複雑さ・手続きの煩雑を感じてしまいます。人生の最終段階で大仕事が残り、簡単に消滅できないのが現実でしょう。協会加盟のホームに入っているのだから、簡単な方式で対応できるようなシステム作りは出来ないのでしょうか。それには、信頼関係の構築が大前提です。私達が少しでも安心して消滅できるよう、大変なお仕事とはか重々解りますが、切にお願い申し上げます。	今のうちに利用について検討したい
成年後見制度が良く判らないが必要だろうとは思う。今は施設側でかなりの支援体制があるが、後見人が必要な時には施設の方から紹介してもらえると安心してお願い(お任せ)出来ると思う。	今のうちに利用について検討したい
例え本人が認知症ではないかと自覚していても、相続手続きにはかなり面倒な分かりにくいことがあることを(主人の死亡)で経験しました。若年の子供(養女)にはとても大変です。今から専門家に相談して準備しておこうと思うこの頃です。ホームには紹介制度も専門家もおりませんね。	今のうちに利用について検討したい
ホームまたは協会でこういう制度があれば一番身近で相談できて宜しいのですが残念です。	家族・親族が支援できなくなったら考える
当制度について、法整備の充実が必要であるが究極的には、人を(法人を含む)信頼できるかどうかの問題。生活に密着しているホーム、その集合体としての貴協会が制度について積極的に関与し信頼できる後見人の情報をホーム会員(あるいはもっと広く)に提供することを期待する。	家族・親族が支援できなくなったら考える
信頼でき、適当な料金の後見人を紹介できる機関名等の実態をホームや協会でまとめられないと。制度について、大いに活用すべきと思料しますが、友人(制度を利用した人)によると、手続きが大変のようです。あるいは、すぐ簡素化できるようになれば? ホームで手続きができるよう、協会にて考慮お願いいたします。	時期はわからないがいずれ必要になったら
身近なところで利用できることが望ましいので、ホームのスタッフにも専門資格を取得させるような体制作り(当然報酬は別)、ができないか。複雑な手続きを必要とすることが、普及にマイナスとなってないか。(銀行の窓口手続き程度の複雑さなら許される…)	時期はわからないがいずれ必要になったら
全国有料老人ホーム協会に加入している。ホーム入居者が必要になった時、手続きをするようにしてほしい。(身近にいて現在の自分をよく分かっているので)報酬は1万円未満。私は現在いとこにお願いしているが、どちらがどうなるか分からぬので心配しています。	時期はわからないがいずれ必要になったら
制度内容の周知や説明の実施	
日常生活の援助はホームでしてくれるの、その仕組みについて説明を受けたい。	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
御誌「輝」等で随时取り上げて頂けると大変参考になる人が多いと思います。	家族・親族が支援できなくなったら考える
協会の方が一度は、ホームを巡り内容等をよく説明して下されば幸いです。	家族・親族が支援できなくなったら考える
成年後見人制度・任意後見制度は賛成ですが、家庭裁判所が任意後見監督人を選び任意後見人が、この制度を悪用することはできない仕組みになっている。信頼できることをホームや当協会等がもっと分かり易く説明して頂きたいと思います。	時期はわからないがいずれ必要になったら
協会に対する期待としてはホームに入居者の立場を考えた上で指導してくださることを感じます。例えば説明会とか、理解し易いパンフレットなど時々して下さるようお願い致します。	時期はわからないがいずれ必要になったら
年齢的に書物をみて理解することが困難になっています。ホーム等の中で分かり易く説明して下さる機会が持っていただけるとありがたく思います。よろしくお願ひ致します。	時期はわからないがいずれ必要になったら
入居するまでは、貴協会の情報が大変参考になりましたが、入居後はほとんど縁のない存在になっています。事業者だけでなく入居者に直接届く情報はないでしょうか。	時期はわからないがいずれ必要になったら
①成年後見制度はまだよく知られていない。行政やマスコミまたはこの様な「有料老人ホーム協会」でのPRが大切である。特に問7①にある様な内容また、問7③にある様な費用での目安等が知りたいことである。 ②任意後見人が親族の場合(子供など)、その後見人になる者への責任や義務等の教育の必要性がある。	わからない／何ともいえない

ホームでの積極的な取組みや働きかけ	
ホームでの積極的な働きかけ。	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
成年後見人に甥など、血縁を選定依頼していても「成年後見制度」にのつとり契約締結しておいた方が安心感があるので近い機会に甥に話して見たいと思う。 分からぬことがあれば、ホームにその窓口を作つて欲しいと思う。	今のうちに利用について検討したい
協会に対するお願ひ。任意後見制度の仕組みや内容について、各ホームが入居者を対象に繰り返し相談や詳細な内容についての相談が可能な催しを実行してくれるよう協会が、各ホームを協力にご指導くださいますようお願ひいたします。	時期はわからないがいずれ必要になったら
ホームで生活をしているので私の今の生活内容を知っているので、この必要が出たときに具体的にホームで指導して手続きを進めて欲しい。	時期はわからないがいずれ必要になったら
このホームの任意後見制度の充実を期待する。	その他
その他	
私が入居している施設は平常時は職員との接触は全くない。入居者に対する管理は機械任せであり、日常生活の相談システムがない。全国有料老人ホーム協会として各ホームに対し、入居者の諸問題に対し、積極的に取り組むよう、指導してもらいたい。	今のうちに利用について検討したい
現在、入居している「有料老人ホーム」で全ての事項を管理してもらいたい。(別途料金当なしに)専従員を付けて、一時入居金や月々の管理費で賄つてもらいたい。	家族・親族が支援できなくなったら考える
ホームのスタッフは忙しすぎて余り余裕がないので、相談しにくいと感じる。	わからない／何ともいえない
ホームや協会…ホームの管理規定などの中に「成年後見制度の利用に関する項目」を載せたほうが良いと思う。記載されていれば、それなりの心積りをして入居できるので。	
行政…任意後見人の監督機構強化も大切だが、いかに機能させられるかを重視した施策をとって欲しい。「例」市町村の相談窓口(参考資料では 4ヶ所もある)を整理統合→制度に詳しい人材を充分に配置→仕事のスタンスを待ちの姿勢から動きの姿勢→制度利用者の“生の声”の収集に勤め→機構を活性化させる。併せて、広報活動を拡大伸長させる。 利用者サイドに近づく実務をと…望みます。	わからない／何ともいえない

●制度の利用意向について

1 人身には良い制度だったと思います。私は民生委員をしていたのでそのご苦労が分かります。	現在すでに利用中で、今後とも継続して利用したい
現在はまだ自分はしっかりしていると思っています。その内自分でも判断能力が不十分と思えた段階で親族と相談の上で決定したいと思っています。	家族・親族が支援できなくなったら考える
施設で信頼できる職員や職員に代わる機構があれば、任意後見契約は特に不要。本人と施設の公正な契約が成り立てばそれでよいと思う。	家族・親族が支援できなくなったら考える
動産・不動産の管理・遺産相続に関しては遺言・遺言信託を利用する予定でしたが制度の範囲が広いのに考えさせられた。考慮中。契約後、内容の変更可能か。	時期はわからないがいずれ必要になったら
私の場合、任意後見人制度ということをはじめてしました。長男の家族(本人・その妻・子 1 人)がいつも温かく見守ってくれているので、すべてを任せて安心しています。私も実子がいなければ、きっと深刻にこのことについて考へるのでしようが、今は平穏に過ごしております。	利用する必要はないと思う
終身ケアの有料老人ホームに入居していること。身元引受人(子供)がいることもあります。現在特にこの制度について深く考へたことがありません。しかし、このままで良いのか少し不安はあります。	利用する必要はないと思う
後見人が本当に利用するに適切であるかは決めるのが難しいと思う。頼みにする後見人が、不正をしたらどうなるのか、悲しいことだけれど疑うことも必要ではないでしょうか。後見人に依頼はなかなか難しいことだと思います。	利用する必要はないと思う
弁護士等にお願いしても事故などがあるので目下考えていない。公証人役場での遺言書を目下作成中なので現在は考えていない。	利用する必要はないと思う
現在、実子が 2 名おりますので、この制度を利用しようという考えはございません。ご期待に添えなくてすみません。	利用する必要はないと思う

成年後見制度の周知や利用促進について期待すること <友の会会員の回答>

<友の会会員>

		制度利用意向
●成年後見制度の利用促進について		
広報活動や制度利用の実例紹介		
任意後見制度をどの程度法の力が守っているのか、その点を知りたいと思いました。		今のうちに利用について検討したい
市町村の窓口でも簡単に分かるよう、常にパンフレット等で各家庭にも知らせてほしい(情報の通知)。高齢者はネット等では調べにくいし、新しい情報が分からぬ等、これから増え必要になると思いますのでお願いします。		今のうちに利用について検討したい
説明会を設けてほしい。(年に4回くらい)。		今のうちに利用について検討したい
・成年後見制度の利用手順の説明をして頂きたい。(具体的手続きの方法) ・任意後見人になれる法人の紹介をして頂きたい。		家族・親族が支援できなくなったら考える
現在の家族の在り方など、昔日と比して不安を感じることがあります、現状をみての対策だと思います。それについての内容等について、周知する必要があるのではないかと思います。		家族・親族が支援できなくなったら考える
良い事例や悪い事例等を、詳しく知らせてくれる記事が必要だと思います。また事例に対する専門家の的確なコメントをお願いしたい。		家族・親族が支援できなくなったら考える
・どのような状況下で利用できるかの周知。 ・具体的な利用料金の開示。 ・利用状況や利用者の意見を集約したもの等を、パンフレットの形で発行する。		家族・親族が支援できなくなったら考える
・高齢化がますます進んでいくことが予想されるので、行政は後見制度のPRをより充実し、周知徹底していくことが大事だと思います。 ・行政機関に後見制度についての相談窓口を設けること。(民生委員の高齢者宅の把握を計り、現状をより知ることが必要だと思います。特に一人住まいの方について。)		家族・親族が支援できなくなったら考える
高齢者が今後も増え続け、それに伴い認知症患者の急増も避けられない。従って成年後見制度の重要さは年々増大すると予想される。このような情勢に対応して、行政や貴協会の積極的な周知活動が強く望まれる。		時期はわからないがいざれ必要になったら
この制度は世間的には認知度がまだ低い。老人層の拡大に伴い、この制度が利用される期待が高まり、貴協会でのPRや地方政府の活動が望まれる。特に貴協会主催の地方説明会や情報誌(輝ニュース)などの啓蒙が効果的である。		時期はわからないがいざれ必要になったら
・成年後見制度の現状についての情報を、できるだけ多く発信してほしい。 ・利用者の生の声も多く知りたい。 ・問題となっていることがあれば、それは何かを知りたい。 ・制度上の今後の動向を知りたい。		時期はわからないがいざれ必要になったら
任意後見人制度について、老人ホーム見学会等で説明会が開催されているが、いずれも地元司法書士等の仕事量拡大の意図が見え見えである。もう少し福祉を主体とした話にせぬと、不信感を抱くようになる。やはり公的機関の受付、説明会場等、説明立会い員を含めて一考を要す。		時期はわからないがいざれ必要になったら
[行政へのお願い]制度説明会の開催。(少人数かつQ&Aを含む)		利用する必要はないと思う
利用にかかる費用や経済的負担の軽減について		
契約内容(委任の内容、資産の額等)により費用が変わると思うが、その基準はあるのか。		今のうちに利用について検討したい
頼れる身内、親族も少ないので、判断力のあるうちにと考えておりますが、費用も高く、まだまだ一般人には遠く感じております。価格が手頃で信頼でき、依頼しやすい成年後見人制度ができてほしいと心から願っております。また後見を受けると、選挙権等が失われるのでしょうか?		時期はわからないがいざれ必要になったら
一般的に難しく、理解しがたい人が多いと思う。もっと気軽に利用できる配慮が必要。経済的理由で利用できない人も多く、法人後見なども、もっと手軽に利用できることを望む。		時期はわからないがいざれ必要になったら
月々の報酬は一定額ではなく、利用頻度に応じた料金体系を考えてもよいのではないか。(年金生活なので、できる限り低料金体系を望む。)		時期はわからないがいざれ必要になったら
低所得者が利用できるように努めてほしい。		時期はわからないがいざれ必要になったら
現時点では報酬にばらつきがあり、全体的に高額すぎる。もっと気軽に相談できて、かつ信頼のできる仕組みを作って頂きたい。		時期はわからないがいざれ必要になったら

＜友の会会員＞

制度利用意向	
任意後見人/見守り委任契約にそれなりの報酬を支払うと、日々の年金費用に大幅に食い込むこととなりうるが、仕事に要する期間等を考えると3万～4万でも少なすぎるかもしれない。だが支払できないこととなればどうするのか。解決はできない。	時期はわからないがいずれ必要になったら
よいサポートを受けるには、それなりの費用の負担も必要と思いますが、手持ちにも限りがあり長らえることが心配です。任意後見契約締結後の時点から、保険をかける等の仕組みがあつたらと思います。	時期はわからないがいずれ必要になったら
「任意後見人」への報酬は、資産等を踏まえて家庭裁判所が決定するとなっていますが、大体の目安を知りたいと考えます。報酬に充てる資産を、ある程度残しての生活をしなければならないのか、とも考えます。あまり資産が少ない者は、この制度を利用できないのでしょうか。その目安の額を表示されると計画が立てやすいと思っています。	時期はわからないがいずれ必要になったら
将来その必要性は感じるが、手続き等まだ敷居が高い。利用したくなても経済的理由(長期にわたるかもしれないし、医療、介護の費用負担も増大する)がネックになると思う。	時期はわからないがいずれ必要になったら
今後増え老人が増えて、手の回らない状態になるのでは…と不安です。割安で利用できるホームや介護の充実を期待します。	時期はわからないがいずれ必要になったら
何をするにもお金お金。とても私たちのレベルでは対応できる話ではありません。任意後見人の付き合い方は、家族的な存在で月々の報酬を有する立場の人。気が弱くなっていて判断能力の低下とともにこのような方がそばにいたら本当に心強い。	わからない／何ともいえない
信頼できる「後見人」の育成	
・信頼して任せられる組織作り(人財育成)。 ・経費は安く、安心できるように。 ・何でも相談できるようにすること。	今のうちに利用について検討したい
私利私欲のない立派な人材を国で育成し、免許制度にしてほしい。	今のうちに利用について検討したい
任意後見人の信頼できる方々のリストを明記させてはどうかと。	家族・親族が支援できなくなったら考える
任意後見人の養成、育成、登録。	家族・親族が支援できなくなったら考える
任意後見人(他人にお願いした場合)が、どの位の信用性のある人か、また人間的に豊かな人か。訳の分からなくなったり人のことを、どの位の思いやりのある心で接してくれるか。そんな信頼できる人が、このお金の世の中でおりますでしょうか。今の私にはとても疑問に思います。信頼できる「任意後見人」を見つけることが、最大の難問だと考えております。	家族・親族が支援できなくなったら考える
信頼できる人材はどのように評価し、決定しているのかが分からないので、明確な選定基準が知りたい。	時期はわからないがいずれ必要になったら
行政等がバックアップする、信頼できる任意後見人(法人でも)が、死後の全ての処理(居宅の整理、年金のストップ等)まで、依頼できるようなどころがあるとよい。	時期はわからないがいずれ必要になったら
制度としては素晴らしい制度ですが、今のままだと専門家といえども、第三者に財産を任せることは日本人にははじまない。将来的には国家資格の専門職とします。	時期はわからないがいずれ必要になったら
任意後見人が信頼できるかどうかが、一番問題である。性善説を取りたいが人は変わるものである。まして多額の財産管理を委任するとなれば、ふとした心の隙間に魔物が入り込むことなきにしもあるはず。あくまで公正妥当な任意後見人育成を期待したい。	時期はわからないがいずれ必要になったら
本当に信頼できる任意後見人がいるのか、できるのか。今、公証人と有料老人ホームが結託して入居高齢者の財産を奪う事件が多発していると聞きますので。真に信頼できる公証人はどこにいるのか?これを解決しないでこの制度は機能するのか?	わからない／何ともいえない
・現場からも学んでほしい。 ・実務についた人からも意見を聞きながら、次世代の養成、育成を希望。 ・人間相手の仕事であること。 ・誰もができる仕事ではないことを協会、行政側の方が分かつてほしい。	その他
利用における相談窓口の充実	
・何でも相談できるようにすること。	今のうちに利用について検討したい

<友の会会員>

制度利用意向	
一度お電話でお尋ねしたことがあります、全くご説明もなく、お教え頂くこともなく電話を切られました。それ以来、どこへどのようにしてお尋ねするのか、全く不明のまま年齢ばかり重ね、もうあきらめの気持ちが大です。何も分からぬしできないから、お尋ねしている人間にもう少し親切にしてほしいです。	今のうちに利用について検討したい
家族等のつながりの中で、成年後見制度をどのように利用していくか知りたい。	家族・親族が支援できなくなったら考える
1、相談窓口。 2、任意後見人の養成、育成、登録。 3、制度の改善、提案を政府に申し立てる。	家族・親族が支援できなくなったら考える
・行政機関に後見制度についての相談窓口を設けること。(民生委員の高齢者宅の把握を計り、現状をより知ることが必要と思います。特に一人住まいの方について。)	家族・親族が支援できなくなったら考える
私的な介護と契約を結ぶなどの公的援助との区別が、はつきり分かりません。全てを子供に依頼しようと思っていますが、子供は法律、財産管理の専門家ではありません。この場合の仕分けは、どのように考えればよいのでしょうか。安否確認、定期的な訪問は子供で充分だと考えています。	時期はわからないがいずれ必要になったら
・気軽に安心して利用できる相談窓口や情報の提供を充実させてほしい。 ・信頼できる「任意後見人」を見つけやすくしてほしい。	時期はわからないがいずれ必要になったら
制度改正・改善	
財産管理等をお願いするので、信用のおける人を任意後見人にしたい。万が一ルール違反等あった場合、罰則とかきちんとした規約を作成してほしい。	今のうちに利用について検討したい
・任意後見契約を締結する際に、参考となる標準契約書と、財産及び業務の難易度に見合った標準報酬表のひな型を公共機関が作成してほしい。	今のうちに利用について検討したい
任意後見制度を利用したいと思いますが、依頼できる方が思い浮かびません。最近では後見人の問題点もニュースになつたりしています。身近でも「それでは後見人がその役目を果たしていないではありませんか。」という事例を見ています。その時は後見人を変更する体力が本人になくなつていて…。費用が発生するので、どの時点で契約すればよいのかも迷います。さまざまな問題点を十分に検討して頂きたいと存じます。	今のうちに利用について検討したい
本人に必要性の認識が薄いケースが多いと考えられるので、訪問、連絡等の充実と地域コミュニティの充実、育成を図る。過度な個人情報保護(秘匿)を排し、反面悪用防止の対策をたてる。	家族・親族が支援できなくなったら考える
・信頼できる「任意後見人」の養成や育成”、任意後見人の仕事を確認したり、監督する仕組みづくりの強化”を力を入れてやってほしい。 ・報酬が安くないと頼めないので、生活を脅かさない程度のものにしてほしい。また信用のできる人をどのように選べばよいのかアドバイス、または信頼できる機関を作成してほしい。	家族・親族が支援できなくなったら考える
施設入所時、病院入院時等の身元保証人”亡くなった後のこと”について、現在では任意後見人の代理権に含まれていないことになっていると言うことですが、これからはこのことについても、必要に迫られることと思われます。未婚者、子供がなく死別し高齢になった時の独り者等々が増すと考えられます。私もその中に入りますから、「17」、「18」の事項について代理権に加えられ、利用できるように思います。	時期はわからないがいずれ必要になったら
後見人の方へ依頼する時に、お金の問題等確実に貢献することができるよう、法律等で不正のないように図る必要がある。	時期はわからないがいずれ必要になったら
後見人の不正が新聞などにたびたび載っているが、安心して利用できる制度にしてほしい。不正があった場合、誰が弁済するのか契約書に書いておく。またリーガルサポートでは、法人契約でなく個人契約になるので、担当者が死亡した場合に備えて、再度契約をしなおさなくてもよいような対策を考えてほしい。	その他
後見人の紹介等の仲介業務	
信頼できる人を紹介して下さるとよいと思う。	今のうちに利用について検討したい
公的機関などの仲介であれば安心と思う。身近な人に後見人になってもらう。自分も含めてライフプランなど学び直していくと思う。	今のうちに利用について検討したい
任意後見人との契約書の作成と、登記手続きの実務代行を引き受ける業者がありますか？(役所へ提出する書類は難しいので)。	今のうちに利用について検討したい
公正証書遺言を作成した時、信頼できる執行人探しで苦労した。後見人も信頼できる人を紹介願いたい。	今のうちに利用について検討したい

<友の会会員>

制度利用意向	
・任意後見人になれる法人の紹介をして頂きたい。	家族・親族が支援できなくなったら考える
身内以外の専門後見人組織(団体等の育成)。(外部の専門後見人に頼みやすくする)	利用する必要はないと思う
監督の強化やチェック体制づくり	
後見人の不正など TV や新聞などに載ることが時々ある。後見人の仕事の不正防止の法律なり、行政の監督、不正の時の厳正な罰則がないと、後見人制度の不信が続くであろう。	家族・親族が支援できなくなったら考える
信頼できる後見人を探すことは、実際には難しいのが現状と思料する。従って後見人になる人をオープンにし、誰でもチェックできる環境が必要と思われる。万が一後見人に事故があった時の保証制度も必要ではないだろうか。	時期はわからないがいずれ必要になったら
私どもは夫婦二人世帯で子供がいないので、将来は後見制度を利用するようになると思いますが、誰を委任するかについては悩むところです。最近の新聞などの記事で、必ずしも意に添わないような人もかなりいるので、なかなか踏み切れないと思います。後見人になる人の指導監督の基準を、もっと厳しくしてくれるような制度作りが必要なのではないでしょうか？	時期はわからないがいずれ必要になったら
他人に財産、金銭の管理を任せるので、その信頼性が本当に充分かどうか心配になる。最悪の結果にならないよう、万が一の場合のバックアップ制度を求める。	時期はわからないがいずれ必要になったら
成年後見人が財産を横領したとの報道が、新聞などで記事になっていますが、制度として不安のないように確立してほしいと思います。	時期はわからないがいずれ必要になったら
家族関係の変化に伴い、身元引受人のいない人が増えてくると思います。また有料老人ホームの多様化もあり、問題のないところに入居して安心して暮らしたいと誰もが願うところです。公正な立場と専門的な知識を持った方は、お互いの立場を尊重して、正当な報酬を支払うことの代償として、行政等の指導監督の下に運営して頂きたいと思います。	その他
「後見人」の選任や対象について	
子供がいる場合、他の人に後見人になってもらうのは、制度とはいえ難しいような気がする。また改まって、子供と堅苦しい後見制度にのっとって契約するのも難しい。判断力がなくなった場合、半ば強制的、あるいは法律によって全員がこの制度に入るようになりますが望ましい。そうすれば親の虐待など起こらなくなると思う。	家族・親族が支援できなくなったら考える
病院等治療を受けている時に、医師等から成年後見が必要な状態であることを、家族に指導できる体制を作つてもらいたい。	時期はわからないがいずれ必要になったら
手続きの簡素化	
諸手続きの簡素化等。	時期はわからないがいずれ必要になったら
実父の介護発生に伴い、家庭裁判所に申請手続きを考えたが(長男として)、書類提出が煩雑で、時間も判決が出るまでに日時がかかり、急場に間に合わなかつた。申請協力窓口、指導の場があつてもよいのでは?と痛感しました。	利用する必要はないと思う
その他	
優良な老人ホームに関する情報提供や紹介事業に加えて、成年後見制度に関する相談(契約内容、後見人の選択など)の活動を充実して頂けると助かる。どこまでを誰に…といったことについて、いろいろと検討しているが決断が難しいことが多い。	今のうちに利用について検討したい
問 9 の“5.「任意後見人」への報酬など、利用者の経済的負担を軽減する”、“6.「任意後見人」の仕事を確認したり、監督する仕組みづくりの強化”の充実した安心が得ることになれば、家族、知人、友人等に手間をかけることなく、ある意味で気楽に利用できるというより利用したい人が増えるでしょう。年を重ねることで増す周りへの協力依頼は、今後家族より他人様、また種々の制度を利用して生ききりたい、と願う高齢者が多くなると思います。(家族がいても自分の老後に苦労をかけたくない!)と考える時代になりましたね。	家族・親族が支援できなくなったら考える
社会福祉協議会が認知症の高齢者に対して、日常的な金銭の出し入れや介護保険の在宅サービスの契約などを手助けする。この事業と後見制度との関係が難しいように思いますが…。	家族・親族が支援できなくなったら考える
介護保険制度の中で対処してもらいたい。	家族・親族が支援できなくなったら考える
少子高齢化が急速に進んでいる日本の状況が、利用促進に向かって行政や協会の努力を期待しております。	時期はわからないがいずれ必要になったら

＜友の会会員＞

制度利用意向

当制度普及の最大阻害要因 (1)老人側:家族、親族等に対する気兼ね、遠慮。 (2)家族、親族側:老人に対する手間ひまが省ける面もあるが、一方で日本の政・経情勢から将来的に老人の資産(年金等を含む)に対する家族、親族の依存度が激高るのは必至。 客観的に当制度の必要性は極めて高く、その充実、強化、普及は医療、介護と並んで喫緊の課題。	時期はわからないがいざれ必要になったら
世相を考えるに、子供等いる・いないに関わらず、この任意後見人制度は必須なものとなっていくと思われる。できるだけ制度の充実が早急に望まれる。また行政からも老人福祉の観点から、より一層の努力を期待したい。	時期はわからないがいざれ必要になったら
現在私が夫の任意後見人になっております。監督人の方は、親切によく世話をして下さいますが、親族(特に夫婦など生活を共にするもの)が任意後見人となった場合には、監督人は不必要な書類の作成に追われております。監督人が必要な理由は分かりますが、不必要的場合があることを考えて頂きたく存じます。	利用する必要はないと思う
選任手続き、後見開始後の事務手続きをできるだけ簡素化するのはもちろんのこと、成年後見センター・リーガルサポート等は、この制度の開始・活用を促すべく、もっと積極的に努力すべきだと思う。なお街の法律家と言われる、比較的小回りの利く司法書士の参加を促すことによって、報酬の適正化も図れるのではないかと思う。	利用する必要はないと思う
判断力のある時のアンケートであるため実感が湧かないが、依頼した後見人が親身になって接してもらえるかどうか?親子でも無縁社会の現状を見分すると、高スピードで高齢化を迎えるわが国は、国、地方自治体がどう立法、行政で整備できるか?信頼のある関係を築けるか?人格喪失の人間の尊厳を!!	わからない/何ともいえない
漠然と名前だけは知っていた成年後見制度ですが、このアンケートを記入していくうちに、さて実際にどこへ行って誰に手続するのだろう…と思いました。多分、市役所でも保健所でもよいのでしょうかが、やはりハードルは高いです。公正証書などと言われると大方はビビるかも…。	わからない/何ともいえない
任意後見人として、法律家(弁護士、司法書士等)と福祉専門家(介護福祉士、ヘルパー等)の両者を選任し、両者が協力分担(前者は財産管理、相続、贈与、資産売却等、後者は身上監護、日常生活の援助、病院の付添、季節に応じた花の選定等)を行うことが希望される。	不明

●協会への期待

制度内容の周知や説明の実施

協会が斡旋または事例があったら、それをニュースに掲載してほしい。	今のうちに利用について検討したい
会報に規約等をシリーズで毎回記載してください。	家族・親族が支援できなくなったら考える
協会に申し訳ありませんが、制度の情報等をよろしくお願い申し上げます。数年の間にはホーム入居等を現実に検討したいと思っております。その際には何かとお世話を願います。	時期はわからないがいざれ必要になったら
定期的に協会で、情報提供を期待しております。	時期はわからないがいざれ必要になったら
いざれ必要になると思っています。貴誌“輝ニュース”で成年後見制度に関する知識の解説(制度の目的、利用案内の窓口、任意後見監督人、契約、受ける側が認識すべき事項等)を連載で。	時期はわからないがいざれ必要になったら
後見を受けるものは弱者であり、その気になればいかようにもたぶらかせることができる。それを未然に阻止するためには性悪説に立つ仕組みであるべき。 有老協の役割の一つに入居者の福利向上があったと記憶する。その立場から後見人に関する情報の提供(特定施設向け、入居者向け)は必要な事業と考える。	時期はわからないがいざれ必要になったら
時々このようなお話を、分かりやすく説明して下さる折を作って頂きたいと思います。	時期はわからないがいざれ必要になったら
法定後見制度は私の境遇にはあてはまらないので、自分で判断できる能力のある時期に、貴協会に相談したりする場合、適切なご助言、ご支援、ご紹介の労をとつて頂けるようなご案内があれば…と考えました。シニアハウスのご紹介の他に、高齢者が相互扶助し合える高齢者住宅など、協会としてご自営なさるのはいかがでしょうか?	時期はわからないがいざれ必要になったら
貴協会で入居説明会の時、成年後見制度の問題点のセミナーを開催してほしい。	時期はわからないがいざれ必要になったら

<友の会会員>

制度利用意向	
この制度の講習も有料老人ホーム協会としては必要と思われます。期待しております。	時期はわからないがいずれ必要になったら
[行政へのお願い] 制度説明会の開催。(少人数かつQ&Aを含む) [有料老人ホーム協会へのお願い] ☆会員のPRパンフレットに「実際制度を利用している状況の有無、及び各ホームの対応について」を簡単に入れてもらえるといいのですが…。 ☆個別に訪問した場合、既に実施しているかもしれませんが…。	利用する必要はないと思う
後見人の紹介や簡素的な利用システムづくり	
養成や育成を図り、入所者が信頼して委任できる体制を作ってください。	時期はわからないがいずれ必要になったら
自分の最後までを楽しく過ごす思いで入居する老人ホームですから、「任意後見人」には日常生活の維持や財産の管理を全面的に信頼できる人が不可欠です。そのためにもホーム内で後見人があれば、非常に安心できると思います。	時期はわからないがいずれ必要になったら
その他	
有料老人ホーム協会については、入居者について年1~2回程度実態調査をし、結果を行政に報告。行政は協会の報告と行政、及びマスコミ報道による問題点を精査して国民に知らせ、福祉社会の充実を図る。	今のうちに利用について検討したい
貴協会のような大きな組織は、行政的な働きかけを期待できると思いますので、広く一般の方からも問9のような意見をアンケートし、より多くの希望の実現にご尽力頂きたいと思います。ありがとうございました。	今のうちに利用について検討したい
①当協会は有料老人ホームの格付事業評価を客観的、中立的、財政的独立基盤を設けて行うことに専心すべきでないか。 ②公益法人化で、どちらの選択肢を取るのか。 ③会員有料老人ホームの会費収入だけでは、①の財政的独立をしていないので、事業評価は客観的、中立的な格付事業評価はできない。 ④アメリカの「退職者協会」のように多くの会員を募り、会費徴収で独立した財政基盤を強固に作り、本来の有料老人ホームの客観的、中立的格付評価をすべき。 ⑤成年後見制度の利用促進については、協会はサブのことをするべし。	家族・親族が支援できなくなったら考える
弁護士やその他の人々の後見人が、後見制度利用者の財産を使い込みした事件を聞きましたが、弁護士会や公証人事務所、金融機関、警察などが連携して横領、詐欺などを取り締まるようにしてほしい。今までは頼めない。	時期はわからないがいずれ必要になったら
有料老人ホームで受けられるサービス(有料)との関係が分からぬ。	わからない／何ともいえない
●制度の利用意向について	
期待することはできない。任意後見との接点が全くないので、信頼性が難しい。	家族・親族が支援できなくなったら考える
この制度の必要性が、基本的なところから分からないと回答が難しい。家族(子供)がいるので、そういう人もこの制度が必要なのか、その辺りからの勉強も必要だと思います。	家族・親族が支援できなくなったら考える
住高専に入居、将来健康状態の悪化と腰足痛のため動けなくなった場合、老人ホームに住みたいと考えています。その時に後見人の選任、またはどうするかを考えたいと思います。	時期はわからないがいずれ必要になったら

卷末資料2

友の会会員の任意後見制度利用実態

現在、任意後見制度を利用している			
	A	B	C
Q5-1 任意後見制度の利用状況			
回答者	A	B	C
回答者の属性			
Q1-1 性別	女性	女性	男性
Q1-2 年齢	70歳代前半	70歳代前半	70歳代後半
Q2-1 配偶者の有無	死別・離婚	未婚	死別・離婚
Q2-2 子供の有無	子どもなし	子どもなし	子どもあり
Q3 介護保険の要介護認定状況	未申請	未申請	未申請
任意後見制度の利用実態			
Q6-1 任意後見契約締結の時期	平成19年	平成22年	平成23年
Q6-2 任意後見制度利用の理由			
判断力が低下した場合、日常の金銭管理や身の回りのこと が不安なので	○	-	○
判断力が低下した場合、相続 や財産の管理が不安なので	-	○	○
判断力が低下し、介護や医療 が必要となった場合の手続き が不安なので	-	○	-
自分が信頼している人を後見 人に依頼できるので	○	-	-
身元引受人がおらず、ホーム 入居に際しての要件なので	-	-	-
Q6-3 任意後見契約において付与した代理権の内容			
財産の権利・保存・処分等	-	○	○
金融機関との取引	-	○	○
定期的な収入の受領及び費用 の支払い	-	○	○
生活に必要な送金及び物品 の購入等	-	○	○
相続に関する事項	-	○	○
保険に関する事項	-	○	○
証書等の保管及び各種の手 続き	-	○	○
福祉サービス利用などの契約	-	○	○
住居	-	○	○
医療	-	○	○
その他	-	○(葬儀と永代供養)	-
Q6-4 任意後見人との関係	親族(いとこ)	専門家(-)	親族(子ども)
Q6-4-1 専門家・法人の選択方法	-	以前からの知り合いだった	-
Q6-4-2 専門家・法人への費用支 払い状況	-	費用は発生していない	-
Q6-5 任意後見契約とは別の見 守り等、委任契約締結状況	契約していない	契約していない	契約していない
Q6-6 任意後見監督人の選任状 況	-	-	選任されていない
Q6-7-1 任意後見制度を利用してよかつた点	不安が少し和らいた。	数年かけて準備をしましたので多少安心をしましたが、これから有料老人ホームに決める手立てになると思いますが、老人ホームに一長一短あって、なかなか決めかねています。契約の際、総額で計算しましたので、大変高額でした。	-
Q6-7-2 任意後見制度を利用して気がかりな点(利用中止の 理由)	後見人にどのくらい負担を掛けることになるか気がかり。	-	-
備考			

Q5-1 任意後見制度の利用状況		現在、任意後見制度を利用している	過去に任意後見制度を利用していた	
回答者		D	E	F
回答者の属性				
Q1-1 性別		女性	男性	女性
Q1-2 年齢		70歳代後半	60歳代後半	80歳代後半
Q2-1 配偶者の有無		死別・離婚	配偶者あり	未婚
Q2-2 子供の有無		子どもなし	子どもあり	子どもなし
Q3 介護保険の要介護認定状況		申請をしたが非該当	未申請	未申請
任意後見制度の利用実態				
Q6-1 任意後見契約締結の時期		平成17年	平成20年	平成20年
Q6-2 任意後見制度利用の理由				
判断力が低下した場合、日常の金銭管理や身の回りのことが不安なので		○	-	○
判断力が低下した場合、相続や財産の管理が不安なので		-	○	○
判断力が低下し、介護や医療が必要となった場合の手続きが不安なので		○	○	-
自分が信頼している人を後見人に依頼できるので		-	-	-
身元引受人がおらず、ホーム入居に際しての要件なので		-	-	-
Q6-3 任意後見契約において付与した代理権の内容				
財産の権利・保存・処分等		○	○	-
金融機関との取引		○	○	-
定期的な収入の受領及び費用の支払い		○	○	○
生活に必要な送金及び物品の購入等		○	○	-
相続に関する事項		-	○	-
保険に関する事項		-	-	-
証書等の保管及び各種の手続き		-	○	-
福祉サービス利用などの契約		○	○	-
住居		-	○	-
医療		○	○	○
その他		-	-	-
Q6-4 任意後見との関係		法人(NPO)	専門家(-)	専門家(法律、財産管理)
Q6-4-1 専門家・法人の選択方法		家族や友人が紹介してくれた	家庭裁判所(斡旋による)	家族や友人が紹介してくれた 行政から紹介された
Q6-4-2 専門家・法人への費用支払い状況		費用は発生していない	10万円/月	費用は発生していない
Q6-5 任意後見契約とは別の見守り等、委任契約締結状況		契約していない	契約していない	契約していない
Q6-6 任意後見監督人の選任状況		選任されていない	選任時期:- 報酬:10万円/月	選任されていない
Q6-7-1 任意後見制度を利用してよかつた点		-	家庭内トラブルをプロに一任しているので、ある程度公正に仕分けしてくれると思うが。止めた理由:ホーム入居者の死去により解約したのである。	-
Q6-7-2 任意後見制度を利用して気がかりな点(利用中止の理由)		判断能力の低下がみられたら、任意後見監督人選任の申立をする事になりますが、「判断能力の低下」を誰がどのようにして発見してくれるのか、私自身は単身生活なので、その点が不安です。	気がかりな点:報酬金が分からなかつた点。だがいずれにせよ、弁護士を雇うと高い。もっと安くできるはずだが…。一考、二考を要する。	-
備考			制度利用者が本人か他人か不明	妹の任意後見制度利用実態について回答

平成 22 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
多様化する有料老人ホームに関する実態調査
及び成年後見制度活用に関する調査報告書

平成 23 年 3 月

発 行：社団法人 全国有料老人ホーム協会

東京都中央区八重洲 2-10-12 国際興業第二ビル 3 階

TEL. 03-3272-3781 (代表)

